

平成30年8月24日（金）

於・三田共用会議所 講堂

太平洋クロマグロの
資源・養殖管理に関する全国会議
議事速記録

太平洋クロマグロの資源・養殖管理に関する全国会議
議 事 次 第

日時：平成30年8月24日（金）

13:00～16:02

場所：三田共用会議所 講堂

1 開会

2 主催者あいさつ

3 議事

(1) 太平洋クロマグロの資源状況と管理の方向性について

- ・2018年の太平洋クロマグロの資源評価結果について

(国立研究開発法人 水産研究・教育機構)

- ・本年のWCPFC北小委員会における太平洋クロマグロを巡る議論について

(水産庁)

- ・国内の管理の状況について

(水産庁)

(休憩)

(2) 意見交換

4 閉会

午後1時00分 開会

○岩本資源管理推進室長（司会） それでは、定刻となりましたので、ただいまから第9回太平洋クロマグロの資源・養殖管理に関する全国会議を開催いたします。

私は、本日の議事進行をいたします水産庁管理課資源管理推進室長の岩本でございます。よろしくお願いいたします。

また、本日は多くの方々にお越しいただいているため、会場も混雑してございます。もし会議中に気分等が悪くなられた方は、遠慮なく移動していただいて廊下などでご休憩をいただければと思います。また、何かお困りの点等がございましたら、事務局が周りにおりますので、お気軽にお声をおかけください。

それでは、早速ですけれども、お手元の資料の確認をいたします。

封筒の中に、議事次第、出席者名簿、資料といたしまして、国立研究開発法人水産研究・教育機構から、2018年の太平洋クロマグロ資源評価結果について。また、水産庁から、太平洋クロマグロの資源状況と管理の方向性について、それにプラスしまして参考資料、以上の5点をお配りしてございます。

不足等ございましたら、事務局のほうにお申し付けいただきたいと思います。

それでは、主催者側の出席者を紹介させていただきます。

水産庁から順番に紹介いたします。

長谷水産庁長官です。

○長谷水産庁長官 よろしくお祈いします。

○岩本資源管理推進室長（司会） 山口次長は、所用のため後から遅れてまいります。

神谷資源管理部長です。

○神谷資源管理部長 どうもよろしくお祈いします。

○岩本資源管理推進室長（司会） 太田審議官です。

○太田資源管理部審議官 よろしくお祈いします。

○岩本資源管理推進室長（司会） 中管理課長です。

○中管理課長 よろしくお祈いします。

○岩本資源管理推進室長（司会） 廣野漁業調整課長です。

○廣野漁業調整課長 よろしくお祈いします。

○岩本資源管理推進室長（司会） 黒川国際課長です。

○黒川国際課長 よろしくお祈いします。

○岩本資源管理推進室長（司会） 黒萩栽培養殖課長です。

○黒萩栽培養殖課長 よろしくお願ひします。

○岩本資源管理推進室長（司会） 斎藤沿岸・遊漁室長です。

○斎藤沿岸・遊漁室長 よろしくお願ひします。

○岩本資源管理推進室長（司会） また、国立研究開発法人水産研究・教育機構の宮原理事長です。

○宮原水産研究・教育機構理事長 よろしくお願ひします。

○岩本資源管理推進室長（司会） 同じく国際水産資源研究所の中塚グループ長です。

○中塚くろまぐろ資源グループ長 よろしくお願ひします。

○岩本資源管理推進室長（司会） それでは、開会に当たりまして、長谷水産庁長官から一言ご挨拶を申し上げます。

○長谷水産庁長官 改めまして、こんにちは。長官の長谷でございます。

この夏は西日本の豪雨もありましたし、台風も多数来まして、この夏も気象の変化といましようか、そういうものをすごく感じた夏でありました。本日も、まだ台風の影響が残る中、全国各地から会議にご出席くださりまして、まことにありがとうございます。会議開催に当たりまして、主催者を代表しまして一言ご挨拶を申し上げたいというふうに思っています。

皆様におかれましては、平素から水産業の振興や水産物の安定供給にご尽力を賜りまして、この場を借りまして厚くお礼申し上げます。

ご存じのとおり、クロマグロの資源量は、近年は過去最低水準付近にありまして、2014年に採択されたWCPFCの保存管理措置を遵守することは、クロマグロの最大の生産国であり消費国である我が国の責務と考えているところでございます。このため、2015年1月から、沿岸漁業を含めた全ての関係漁業者による漁獲量管理に取り組んできたところでございます。

本年6月までの第3管理期間では、小型魚については漁獲枠を残した都道府県が多い中、本年1月に我が国の漁獲枠の9割以上が消化されたために、全ての沿岸漁業者に対し操業自粛の要請をさせていただかざるを得ないといった事態になりました。

最終的には、漁業者の皆様の真摯なご努力で、大型魚とともに小型魚も何とか漁獲枠を超えずに管理期間を終えることができました。多くの関係者の皆様の資源管理への協力に対しまして、改めて深く深く感謝申し上げます。

また、第4管理期間からは、資源管理法に基づく数量管理、いわゆるTAC制度の導入が始まっております。大臣管理漁業については本年1月から、沿岸漁業については7月から導入されたところでございます。

7月からの沿岸漁業のTAC制度導入に当たっては、法に基づく計画策定の手続において、パブリックコメント等でさまざまなご意見をいただきました。このことを受けまして、水産庁としては、大型魚の留保の取り扱いについて6月末から7月にかけて各都道府県で現地説明会を開催させていただいて、そこでの議論などを踏まえまして、具体的な大型魚の留保の配分案を7月に示したところであります。これにつきましては、所要の手続をほぼ終えましたので、近日中に配分を行うこととしております。

一方、国際的なルールの交渉に目を移しますと、来月4日からですけれども、福岡でWCPFC北小委員会が開催されます。日本の提案や漁獲証明書の議論等、先日随分大きな報道がされましたけれども、そういうものにつきまして、後ほど交渉責任者の太田審議官より説明させていただきます。

最後になりますけれども、水産庁としては、水産資源を次世代につなげていけるように資源管理を推進する必要があると考えており、そのためにもクロマグロについては責任ある漁業国として、積極的に対応していかなければならないと考えております。

また、資源管理をベースとした水産改革というものを今後進めていこうとしておりますけれども、クロマグロについてのここ数年の取り組みについては、今後の資源管理に向けて、酌み取るべき教訓が実に数多くあるというふうに考えているところでございます。

本日は限られた時間ではありますけれども、本会議が活発な議論を通じてクロマグロ関係者による英知を結集できるような場となるよう、皆様のご協力をお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。（拍手）

○岩本資源管理推進室長（司会） 長官は所用がございまして、ここで退室させていただきます。

○長谷水産庁長官 よろしく願いいたします。

（長谷水産庁長官 退室）

○岩本資源管理推進室長（司会） では、本日の進め方についてご説明をさせていただきます。

まずは、水産研究・教育機構の中塚グループ長から2018年の太平洋クロマグロ資源評価

結果について説明させていただいた後、太田審議官より本年のWCPFC北委員会における太平洋クロマグロをめぐる議論について、その後、中課長より国内の管理の状況についてご説明させていただきます。

その後、一旦休憩を挟みまして、説明に関する質疑応答も含め、全体討論ということで意見交換を行いたいというふうに考えてございます。

また、本日の会議の議事録につきましては、後日、水産庁のホームページに掲載させていただくこととしておりますので、ご了承おきください。

また、報道関係者の皆様におかれましては、カメラ撮影につきまして、水産研究・教育機構及び水産庁の説明までといたします。私から合図をいたしますので、その段階でカメラ撮影を終了していただきたく、よろしく願いいたします。また、カメラ撮影に当たりましては、極力カメラを固定して対応していただくようお願いいたします。

それでは、2018年の太平洋クロマグロ資源評価結果について、中塚グループ長から説明をお願いいたします。

○中塚くろまぐろ資源グループ長 皆さんこんにちは。改めまして、水産研究・教育機構の中塚と申します。座って失礼させていただきます。

今ご紹介いただきましたように、本日、私のほうからは、今年新しく行われました太平洋クロマグロの資源評価の結果についてご説明したいと思います。

また、資料はこちらの紙の形で配らせていただいておりますが、後段のほうでは、産卵期に、あるいは産卵場における漁業の影響ということで、いろいろご質問をよくお受けいたしますので、それに関しましても、できる限りわかりやすい形で説明したいと思いますので、そういう形で資料もつけ加えております。全体でかなり長くなってしまいうんですけれども、ご容赦いただければと思います。

今年の3月に国際的なISCという国際機関で太平洋クロマグロの新しい資源評価が2年ぶりに行われました。こちらには、漁業に関与しております日本、アメリカ、韓国、メキシコ、台湾という全ての漁業国、それから全米熱帯マグロ委員会、あるいは太平洋共同体事務局といった国際機関も入ってという形で、非常に多くの関係者が入った形で行われております。

今回の資源評価はアップデートという形で、基本的には2年分のデータを追加だけして、さらに新しい最新の情報に更新するという形で行われておりまして、また、将来予測としては、現在の措置をこのまま継続したらどうなるかというようなものや、後ほど詳しく説

明しますが、上限を増やした場合にどうなるかというようなことも実施いたしました。

これらの報告は、今年7月のISCの総会で採択されまして、先週、先々週に行われましたWCPFCの科学委員会、それから先ほどお話がありましたように、9月に福岡で開催されます北委員会に報告されるということです。

どんな情報が新しくなったかということですが、2年分ですので、ここに2つポイントがついていますけれども、大型魚の資源量を追うはえ縄のCPUEですね、単位努力量当たり漁獲量やゼロ歳魚の資源量を追うひき縄のCPUEというようなものの2年分が追加になっております。

次をお願いします。

それから、これはいろんな漁法、今全部は読みませんが、さまざまな漁法における魚のサイズ、これが国際水研がいろいろな港でデータを収集しているのをご存じの方も多いかと思いますけれども、こういう形で、基本的に全ての漁業のサイズをきちんとはかった形でデータに入れているということで、全ての漁業のデータが入った形で資源評価をやっております。

次をお願いします。

早速、結果のほうに移ります。これがよく言われている親魚の量になります。ここは2年分伸びただけですので、今までとあまり変わらないように見えるかと思えます。言っていることもそんなに変わらないんですけれども、ここをピークにずっと減少してきたということで、ただ今回の資源評価で少し明るい言い方になったのは、ここを底にゆっくりですけれども回復傾向にあると。前は、基本的には史上最低レベルにあるという言い方だったんですけれども、今回は回復傾向にあるという形の評価になりました。

ただし、最終年、2016年の資源量は、よく言う初期資源量の3.3%と、前回はたしか2.6だったと思いますが、一般的な指標、例えば20%のようなものよりはずっと低いということも出ております。

次をお願いします。

それと、次にゼロ歳魚の加入量になりますけれども、これは2年前、2016年の資源評価では非常に懸念されたのは、ここが一番下、ここが2014年だったわけですが、これが史上最低に近いレベルであったということで、親魚の量も低いし加入も悪いということで大きく懸念されたわけですが、新しく2つ推定された2015年、2016年ということで、上に上がっているということで、加入がどんどん落ちていくと、子供がどんどんいなくなる

というような状態にはないと、そのことは皆さん、海の中ではいっぱいいるということでもよくご存じだと思いますけれども、資源評価のほうとしてもそういうことが出てきております。

実際に2016年は、低加入期というのがこの80年代を将来予測に使うわけですが、そこで推定されるものよりも2倍程度だったということで、これがちょうどこれから説明します将来予測を楽観的に変えております。

次をお願いします。

それから、これは漁獲死亡係数ということで、それぞれの年齢ごとに漁業がどれだけ影響を与えているかというものになります。

なかなか理解しづらい図かと思いますが、比べていただきたいのは、2002年から2004年の点線というのがあるんですが、高ければ高いほど漁業で獲っているということなわけですが、これが2002年、2004年当時だったもので、これが2012年から14年で、この実線が15年から16年ということで、これを見ると特に懸念されていた0、1、2歳魚ぐらゐに対する漁獲による圧力というのが、かなり下がってきていると。これは恐らくですけれども、2015年から実施された厳しい措置が効果を出しているんだらうと。こういうデータも将来予測にはプラスの影響として入ってまいります。

次をお願いします。

それで、将来予測ということになります。将来予測は、ここに目標が2つございます。暫定の回復目標、それからさらに長期的な回復目標で、こちらが20%、こちらが初期資源の6.7%ぐらいだったと思いますけれども、この青い線が2年前の資源評価の結果です。これだとなかなか上がらなかったわけですが、それが今回のものに置きかえると、この緑の線になります。

ここにびよんと上がっているのが、先ほど申しましたように、2016年の加入がよかったので回復確率がかなり上がったということです。さらに、この赤い線ですが、これはWCPFCからの要望で、こちらの最初の回復目標を達成した後に、こちらはずっと低加入で推定しているわけですが、最初の暫定回復目標を達成した段階から加入を平均に戻すと。低加入というのは安全を見るために使っていたので、過去の標準的な加入であればいいだらうということで、そういう形でWCPFCから要望いただいておりますので、それで実施したものということで、この結果、現行の措置では低加入が続いても98%で暫定目標を達成するだらうということになっております。

その98%という回復確率が出たわけですが、これは申しておりますように、2016年の加入がよかったからということになります。

次をお願いします。

これらの結果をまとめますと、資源量は2011年から緩やかですが、増加傾向にあるだろうと。それから、小型魚を中心に漁獲圧力も減少していると。2つのよい点が見られました。ただ、2016年の資源量は、初期資源の3.3%、先ほど申しましたとおりで、一般的な指標、例えば初期資源の20%なんかと比べると、まだまだ減り過ぎていると。さらに、漁獲圧力も一般的な指標と比べて下がってはいるものの、まだ獲り過ぎてあるということでございます。

それから、将来予測につきましては、現行の措置が守られた場合には、98%の確率で暫定回復目標を2024年までに達成すると。これは2016年の加入がよかったからだということになります。

次をお願いします。

さらに、これらの資源評価に基づいて、WCPFCからの要請に基づいた追加の将来予測も実施しております。

どういうことかと申しますと、昨年、WCPFCのほうでクロマグロの漁獲戦略というものが採択されました。これは、将来予測において回復目標を達成する確率が75%以上であれば、増加を検討するために必要な情報を提供してほしいというふうにISCは言われておまして、最低の何%以上で達成しなきゃいけないというルールはあるんですけども、目標確率は先ほど申しましたように98%ということだったので、ではどのぐらい増やせるかというのをいろんな計算で試してみています。

次をお願いします。

これは具体的な、どのぐらい、どんなシナリオを試せという要望がなかったので、ISCは自分でいろいろ考えて、こんなものをやってみようかということで、これは自分たちで考えたもので、これだけには限られないわけですが、何をやったかという、先ほどのに加えまして、全体の漁獲上限を例えば5%増やす、10%増やす、15%増やすということでやってみたところ、2つ回復目標があるわけですが、それぞれの回復目標の達成確率はこのようになってきて、WCPFCから要望されている回復確率を満たすものは、このぐらいまでであれば満たすと。全体を15%ぐらいずつ増やしても、WCPFCが要望している回復確率はクリアしますよというのが1つ出てきました。

さらに、ISCは、昔から小型魚と大型魚だと小型魚の漁獲圧力が高すぎるということを書いてきたので、それを実際に試してみたということで、何をやったかという、まず太平洋を西と東に分けて、それぞれ大型、小型を違う率で増やしています。例えば6番であれば、小型魚は5%しか増やさないけれども、大型魚は20%増やすとか、当然幾らでも組み合わせはあるわけですが、我々の作業の限界もあって、このような組み合わせで追加でもう10個ぐらいやったんですけれども、そういう形でやって、それぞれも達成確率をやってみたということです。

こちらで試したこれらのシナリオの組み合わせであれば、どれも目標の回復確率は達成されるという結果が出てきましたということです。

次をお願いします。

これらの結果から言えるのは、例えば両方とも、大型、小型、全部15%増やすよりも、小型を10%、大型を20%みたいな形で小型の増加をより抑制的にしたほうが達成確率がよくなるよなんということも出てきていますけれども、基本的にこちらで試しました16、7ぐらいのシナリオは、全てWCPFCの回復目標を達成していますので、その中でISCというのは、別にどのシナリオにすべきかということはありません。

ということで、これから北委員会にこの結果が報告されますので、これに基づいて行政官のほうで、どれにすべきかという議論がなされるものというふうに理解しております。

ここまでが、今年の新しい資源評価に基づく結果、資源評価の結果及びそれに基づく将来予測の結果がWCPFC、今後の国際会議にどのように報告されるかというご説明でございました。

これから後半に入りますけれども、最初に申しましたとおり、太平洋クロマグロの資源管理における産卵場での漁業の影響について、ちょっと整理してみましたので、ご説明させていただきますと思います。

私のほうでこんな質問があるかなと思ってまとめたので、ちょっとずれているところもあるかもしれないですけれども、よく聞かれるのは、今、親を増やそうとしているわけですが、親を増やそうとしているのに親を獲っていていいのかとか、あるいは産卵期に漁獲すると産卵量が減って、結果として、要は産卵期の漁獲によって加入が減るのではないかと。それから、太平洋クロマグロには親子関係があるという研究結果、論文があるようだがと、このような話をよくされるので、まとめてみました。1つずつご説明していきたいと思います。

まずは、親を増やしたいのに親を漁獲していいのかということでございます。

それで、もちろん何も獲らないのが一番いいわけでございますけれども、では、その影響を考えたときにどうなるかということ、非常に単純に考えて、1kgの魚と100kgの魚、クロマグロというのを比較してみますと、これらを獲らないとどうなるかということで、これは今、資源評価で使っている自然死亡率と成長式を当てはめた場合ということになるわけですが、小さい魚は死んでいくわけですが、魚も成長していくということで、例えば1トン、1kgの魚を1トンとらないと5年後には12トンぐらいになると、今の推定では出てくると。

一方で、100kgのものだと、もう余り大きくならずに死んでいくばかりなので、5年後には減っていくということで、これは何度もこの場でも、いろんな場でも説明されているかと思いますが、影響としては、やはり小型魚をとらないほうが資源の増大には貢献するということでございます。

これは去年、2年前の資源評価の結果で、こちら何度もお見せしているかと思いますが、この緑色が今の措置だったときに、では追加で大型魚をさらに10%減らそうとか小型魚の漁獲をさらに10%減らそう、では両方減らそうというような比較をしたりしております。

そうすると、当然両方減らすのが一番回復がいいわけですが、では次にどうなるかということ、小型魚のほうが随分、大型魚だけの場合よりも効果は大きいということで、言ってみれば、どのような措置でも当然効果はあるわけですが、同じトン数であれば小型魚を保護するほうが効果は大きいと言えるということでございます。

ということで、影響としては、小型魚を保護するほうが効果は大きいということなんですけれども、産卵期の漁獲によって、今度は加入が減るのではないかというお話です。

産卵場で行われている漁業というのはどういうものがあるかということで、当然多くのクロマグロは成長しますと、3歳以上でみんな産卵に関与してくるというふうに今のところ考えておりますので、日本海のまき網や、あるいは沖縄周辺のはえ縄、こちらも基本的に産卵場で行われている漁業ですし、あるいは太平洋のまき網でも産卵魚、産卵する年齢に達している魚が獲られておりますし、日本海の産卵期直前の漁業なんかも多分産卵にすぐ参加するような魚が獲られているんだらうということで、多くの大型魚対象漁業が産卵期あるいは産卵場、あるいはその直前で漁業されているということが現実であるんだらうと思います。

産卵期の禁漁というお話なので、当然、産卵期以外に獲るということが想定されているということだと思いますので、産卵期を禁漁しても親の漁獲量は変わらないという前提でお話をしております。

そうすると、では親の漁獲量は変わらないということであれば、効果があるとすると、産卵期の禁漁によって産卵ができて、それによって卵を産めて、子供がそのおかげで増えるという効果が、そういう加入へのプラスの効果ですね、親の漁獲量ではなくて加入へどういうプラスがあるのかという観点でちょっと考えてみました。

まず現実として、クロマグロの加入量は、皆さんご承知のとおり、非常に大きく変動いたします。主にこれは環境要因によるものだと考えられていまして、単純に言って、平均値の3分の1から3倍ぐらい、何百分と、上がる時は平均の何百分という形で増えるわけですね。

では、例えば日本海のまき網で漁獲されるクロマグロは、今は1,500トンぐらいで制限されていたと思いますが、最新の資源評価で親魚が2万1,000トンぐらいという推定ですので、これは非常に乱暴に計算すると、2万1,000分の1,500、だから数%ぐらい親魚が獲られているわけですね。

ここが非常に乱暴な仮定なんですけど、この数%というのがそのまま産卵量の比例であるというふうに仮定した場合には、その分、産卵量が増える可能性はあるとは言えると思います。ただし、親の量と卵の量、それから卵の量と加入量というのは、まだ非常にわからない部分がありますので、この3番目の仮定は非常に乱暴な仮定で、これは正しいんですかと言われると、わかりませんとしか言えないわけですが、非常に乱暴に仮定しても数%、プラスの影響があるかもしれないということです。

一方で、小型魚の漁獲抑制がなぜ重要かという、これはもう実際に加入してきた、実際に入ってきた、ここの関係がわからない中で、加入してきた若齢魚を確実に保護する措置なので、これは確実に加入を増やすと。加入を増やすというのとちょっと違うんですけども、加入を残すということが、小型魚の漁獲抑制によって達成できるということです。

一般的になんですが、産卵期の禁漁が効果的と考えられているのは、産卵数や産卵頻度が少ないもの、それから産卵場が狭い魚です。マグロ類は産卵数、産卵頻度が多く非常に広範囲で産めますので、あまり効果的な措置だと一般的には考えられておりませんし、今までのところ、私の知る限りでは、マグロ類に関して産卵場の保護によって資源が回復したという研究報告はないというふうに考えております。もちろん、産卵場を禁漁として漁

獲量が減るのであれば、それは当然プラスになるわけですがけれども、産卵場の保護自体がマグロにおいてプラスになったというのは、研究報告としてはないんだと思います。

それから、加入量の心配ということであれば、クロマグロはモニタリング調査を実施しておりまして、何らかの親子関係等を含む理由で加入が急減するようなことがあっても、それは速やかに資源評価のほうで検出可能な状態になっているということでございます。

最後に、太平洋クロマグロに親子関係があるという研究があるらしいというお話です。

これは、私を中心として国際水産資源研究所のほうで執筆した論文が公表されたということですがけれども、この論文の目的は何だったかという、去年までの議論なんかを思い出していただくと、クロマグロの回復目標をどこに据えるかという議論がかなり活発になされていたときに書いたものだったんですけれども、初期資源の20%という目標がいいのかどうかという議論は国内でもやられていたことを覚えていらっしゃるかと思いますが、その20%の初期資源というのが一般的に言われている中で、それへの対抗軸として、考え方として資源維持に十分な加入が期待できる親魚量というのが、その量で資源量を維持しておけば、別にここまで回復させなくてもいいじゃないかというような観点で書いたものであり、親子関係の検出を主目的としたものではないということです。内容としては2016年の資源評価に基づきまして、このような資源維持に十分な加入が期待できる親魚量ということで、3万トン以上に維持すれば十分な加入が期待できるというのが、この論文の主な結論でございました。

この計算には幾つか注意点がございまして、まず実際の加入量は先ほども言いましたように、非常に平均値から大きく振れると。これは主に環境要因によるものなので、大きなばらつきを含むと。それから、資源評価結果に基づいていますので、それぞれの親魚量、加入量も推定誤差があるということです。

この結論によると、3万トンを下回ると加入が低下するかもしれないということになるわけですが、これには不確実性があるということです。

これはISCで使っていないのかということについてですがけれども、この論文自体は2016年にISCのほうで報告をしましたが、ISCではこれは採用しておりません。我々からも、これでいくべきだということは特に言っていないで、こちらから求めていないので、だめな理由とかも特に議論はしていないんですけれども、基本的に先ほど申しましたように不確実性もありますし、あるいは3万トンという特定の数値をISCが推奨するという点に関して、抵抗があるのかもしれない。ここは議論していないのでわからない

ですけれども。

実際に見るとどうなるかということなんですけれども、この黒い線が I S C が現在資源評価から推定している親子関係で、緑が今回のこの研究、この論文で出した結果なわけですから、ただ実際、I S C はこれ自体は使っていないで、将来予測にはこれを使っているのではなくて、非常に不確実性が大きいので、こういうそれぞれの点を全部そのまま使っています。ということなので、決まった親子関係というのは I S C は使わずに、過去のデータをそのまま使うという形で将来予測をしております。

一方で、この結果だと、より資源は大きく回復するというようなことも、3万トンを上回ると平均加入として出てくるという推定値にはなっております。

では、親魚が3万トンを下回ると加入が低下するという、この研究が正しいのであれば、現在の資源量は先ほど申しましたように、2万1,000トンぐらいということで、この3万トンを下回っているということで、そうすると、では親魚を保護すると加入が増加するんじゃないかというお考えになるかもしれないんですけれども、この分析に基づいて今時点でどのぐらいかと推定すると、今の資源量を非常に乱暴に計算すると、1,100万尾ぐらいが平均値として出てくるわけですから、例えば去年、2016年の加入は1,600万尾ぐらいということで、結局この研究で出てくる数値よりも、例えば去年なんかはよかったということです。

それから、2017年、これはまだ暫定的なものなので確定していないんですけれども、2017年の加入も16年よりよいぐらいということが今のところ推定されていて、17年の加入も、こちらも皆さんは肌で感じていらっしゃると思いますけれども、結構いいという予想がされております。

ということで、説明を終えて、さらに国際水研、水研機構のほうでやっている調査につきまして付言させていただきますと、親魚量と加入量の関係をよりよく理解するために、さらに3つの研究分野を進めておりまして、まず海洋環境と加入量に関する研究。それから、モニタリング漁船からのリアルタイムの情報収集を通じた加入量の早期把握。さらに、新たな手法を用いた親魚資源量の推定ということを進めておりまして、まず1点目の海洋環境と加入量に関する研究です。

これは最新の手法を用いた時系列解析と言われるもので、加入量と年齢別の資源量及び海水温の関係を解析しています。そうすると、今はまだ暫定の結果なんですけれども、加入量に影響が見られるのは8歳、あるいは9歳の親魚量、ほかの年齢は余り関係が今のと

ころ見えないという結果が出てきております。

ただし、水温のほうが影響が大きくて、こちらの赤の線が8歳、9歳の親魚の量が加入量に与えている影響の大きさなんですけれども、青のほうが高い値、ちょっと縦軸はわかりづらいと思うんですが、影響として大きく出てくるということで、具体的に言うと、この夏の四国沖あたりの海水温というのが非常にきいているという分析結果が出てきております。

ということで、暫定結果ですけれども、8歳、9歳の資源量が加入に影響するけれども、海洋環境はもっと大きく影響しているというようなものが出てきていると。これらの関係を取り組んだ加入量の予測モデルみたいなものも今構築をしているところです。

それから、モニタリングの情報です。

これはこちらで何度もご説明させていただいていると思いますけれども、平成23年から始めたものでございますけれども、現在7県76隻の船にご協力いただきまして、クロマグロの幼魚の漁獲をリアルタイムで国際水研のほうに送っていただいているということで、これによりまして加入量の分析に役立てております。

さらに、最後になりますが、新たな手法を用いた親魚資源量の推定ということで、これは近親遺伝分析、クローズキンと呼ばれるものなんですけれども、何をするかというと、クロマグロの親と子のDNAをサンプリングして、親子関係がわかるんです。親と子供を見つけられるんです。そうすると、DNAを採取して親と子を見つけると、全体のとったサンプルの中に親子のペアが何ペアありましたかというのが出てくるので、それを使うと、では全体として資源量がどのぐらいあったのかということの推定が可能だということで、これはミナミマグロで使われているわけなんですけれども、これを太平洋クロマグロでやってみようということで、今、水研機構では研究を進めているところです。

これは何がいいかということ、資源評価と全く違うやり方でできるので、資源量を別の手法で推定するというので、その資源量の推定の高度化につながるだろうというふうに考えられております。

ということで、まとめになります。

この親子関係の影響なんですけれども、クロマグロの加入量は、何度も申ししてしましますが、主に環境要因で大きく変動していると。現在の保存管理措置の検討では、この親子関係というのは使っていないんですけれども、低加入期ということで、これは平均加入より3分の2ぐらいになっているわけなんですけれども、大きな加入の低下を織り込んだ

形での措置が現在の措置になっております。

当然、どのような、さらなる追加措置をすればプラスにはなるというふうには思います。さまざまな漁業の産卵期を禁漁にすれば、加入が数%ふえるかもしれない、これはちょっとわからないです。そうすると、それも資源回復するかもしれないということです。

一方、小型魚の漁獲制限は既に入ってきた加入を保護するというので、これは確実に保護に貢献するというようなことになります。

今、WCPFCで回復目標が既に設定されておりますので、それをどのような期間をかけて、その回復目標まで回復させるか。あるいは、それを達成するためにどのような措置をとるか、誰にどれだけ制限をかけるかというのは、必ずしも科学的な問いではなくて、それは社会経済的に決めていかれるものなんだろうというふうに考えています。

水研機構としましては、引き続き加入量モニタリングによって加入を監視するとともに、先ほどもお示ししましたようなさまざまな研究を通じて、親魚と加入量の関係を引き続き研究してまいるところでございます。

以上でございます。ありがとうございました。

○岩本資源管理推進室長（司会） 続きまして、水産庁から本年のWCPFC北委員会における太平洋クロマグロをめぐる議論について、太田審議官から説明いたします。

○太田資源管理部審議官 太田でございます。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

太平洋クロマグロの資源状況と管理の方向性についてということで、次のスライドをお願いいたします。

先ほど中塚グループ長のほうから、漁獲上限を増加させたシナリオという説明がございましたけれども、先ほどの資料の6ページの表を見ながら見ていただきたいんですけれども、その結果を踏まえまして8月3日に北小委員会に対して以下の提案を行っております。

それは、小型魚・大型魚の両方について漁獲上限のそれぞれ15%増加するというのでございます。

仮にこれが認められる場合は、今の日本はまき網が小型魚から大型魚へ250トンの振りかえをやっておりますので、小型魚が4,007トンから4,358トン、大型魚が4,882トンから5,864トンにふえるという、そういう提案でございます。

2つ目の提案としまして、仮にその年の漁獲量が漁獲上限に達しなかった場合は、翌年にその分を一定程度繰り越すことができるということでございます。

これは、各県ごとに今、小型も大型も上限を割り当てて管理をしていただいておりますけれども、皆さんが一生懸命管理した結果、少しずつ余って、日本全体としてそれが一定数に達すればもったいないということでございますので、そういう場合は漁獲上限の5%を上限として翌年に繰り越しができるような、そういう規定を設けたいというふうに考えております。

これらについて北小委員会で議論されますけれども、増枠及び繰り越しについて実現できるように最大限努力してまいりたいというふうに考えております。

次のスライドでございますけれども、9月4日から7日に北小委員会が福岡で開催されます。北小委員会を開催しまして、しばらくしてIATTCとの合同作業部会というのを開催します。これは、クロマグロは北太平洋の東西で漁獲されておりますので、西側はWCPFC、北小委員会で議論をやって、東側はIATTC、全米熱帯まぐろ類委員会ですけれども、このIATTCで議論しているわけですが、東西で異なる齟齬のある措置を採択しても問題がございますので、北小委員会とIATTCの合同作業部会を開催して、そこで何か決まれば、それをWCPFCの北小委員会に持ち帰って、それを採択すると。IATTCのほうは、その結果をIATTCのほうに持ち帰って採択をするということでございます。

かつ、WCPFCのほうは、北小委員会自体が小委員会でございますので、北小委員会で決まったことは、12月の年次会合、ホノルルで開催されますけれども、ここに提出をして、ここで承認をされればWCPFCとして最終的な合意事項になるということでございます。

したがって、仮にこの増枠や繰り越しの規定が、まず合同作業部会で合意されれば、それが北小委員会に持ってこられて、多分7日の話になると思いますけれども、そこで確認、合意されれば12月に提出されて、12月に再度またホノルルで議論されるということになると思います。そこで合意されれば、承認されれば、その増枠や繰り越し規定については、来年1月1日から適用可能ということになります。

3つ目は漁獲証明制度に関する議論ということで、大西洋クロマグロは2008年から、ミナミマグロは2010年から、もうこういう制度が導入されておるんですけども、太平洋クロマグロにつきましても、WCPFCとIATTCでそれぞれ重要な課題として認識されていると。

昨年の北小委員会で以下の内容に合意しておりまして、まず制度の目的は、違法漁獲物

の市場からの排除。それと電子システム、コンピューターを通じたシステムにするか、いちいち紙を打ち出して、それにするかというのは今後議論しましょうと。あと、制度に含まれるべき基本的な項目、これは目次みたいなものと考えてもらえばいいですけども、目次表を一応つくっています。今年から3年間かけて技術会合を開催して、制度案を作成しようということで、北小委員会の前の9月3日に第1回の技術会合を開催して議論することになっています。

我が方からは、技術会合に向けまして議論すべき論点、用語の定義とか文書の認証手続とか導入スケジュール等を質問の形式で整理した論点ペーパーというのをを出しております。長官の冒頭挨拶でもちょっとございましたけれども、今週初めに日本が漁獲証明制度に関して提案を出したという記事がございましたけれども、提案ではございません。単純にいろんな質問の形式で、これはどうしたらいいですか、これはどちらがいいですかみたいな形で議論を進めるための紙を出しているだけでございます。

今回、技術会合を開催して、いろいろな国からいろいろな意見が出るとは思いますけれども、その結果を踏まえて、今後、関係者の方々とどういう制度なら実施が可能かということとをいろいろご相談しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

私のほうからは以上です。

○岩本資源管理推進室長（司会） 続いて、国内の管理状況について、中管理課長よりご説明いたします。

○中管理課長 皆さん、こんにちは。管理課長の中でございます。座って説明させていただきます。

次のスライドをお願いします。

まず初めに、クロマグロの数量管理の経緯について、簡単におさらいさせていただきます。

ここにありますとおり、我が国は平成26年、2014年12月のW C P F Cにおける国ごとにクロマグロの漁獲枠を設定する、この決定を踏まえて、平成27年、2015年1月から小型魚の漁獲枠は4,007トン、大型魚の枠を4,882トンとして、法律に基づかない自主的な取り組みとして数量管理をスタートしたわけでございます。

このような中、第1管理期間は枠を遵守する形で終えたわけでございますが、第2管理期間で小型魚の漁獲枠超過が発生いたしました。これを受けて、それまでの自主的な取り

組みからTAC法に基づく制度に移行することとなったわけでございます。

この経緯を整理したものが次のページでございます。

現在は、右端の第4管理期間に入っているわけでございますが、沖合は本年1月から、沿岸漁業につきましては本年7月からTAC法に基づく管理を開始しております。

この次のページとその次のページ、2ページにわたって、この6月で終了いたしました第3管理期間の結果についてまとめております。

そこにありますとおり、こちらでございますが、まず小型魚について、本年1月の時点、まだ管理期間を半年残して漁獲量が漁獲枠の9割を超えたことから、まだ計画的に漁獲枠を残している都道府県もたくさんある中で、全ての沿岸漁業者に対し、小型魚の自粛要請をせざるを得なかった、先ほど長官からも話があったとおりでございます。

その後、ただ漁業者による放流や休漁等を含む真摯な取り組みの結果、第3管理期間については漁獲枠の範囲内で漁期を終了し、日本として2期連続の漁獲枠の超過ということは回避できたというところでございます。先ほど長官からもございましたが、改めて漁業者の皆様の努力に感謝申し上げたいと思います。

引き続きまして、現在進行しております第4管理期間の管理の状況についてご説明申し上げます。

次のページでございますが、まず第3管理期間の途中段階での先ほどもあったような混乱を踏まえて、その再発を防止するために、管理方針の見直しが行われたということでございます。特定の都道府県の大量漁獲というものが日本全体の管理に大きな影響を与えてしまった、この反省を踏まえて、これを防止するために責任の所在、誰が何を守らなければならないのかということを明確化するとともに、超過の際のペナルティーも明確化をしていくという必要があったわけでございます。

具体的には、ここに書いてありますとおり、都道府県別の漁獲枠、これをさらに月別や漁協別に細分化していく。当初、第3管理期間は、定置網の共同管理枠というものもございまして、これはそれなりに必然性があって導入したものであったんですけども、逆にこれが無責任化を招いてしまったという反省もございまして、このようにやっているということでございます。

さらに、超過した場合の翌年からの差し引きルールを明確化しました。具体的には、それまで超過したとしても、翌年の枠からは2割までしか差し引くことになっていなかった、逆に言えば、幾ら超過したとしても、もともとの枠の8割までは翌年は保障されてしまっ

ている、そういった状況をなくして上限なく差し引くこととしたということでございます。

さらに、都道府県での漁獲量のリアルタイム報告を整備することによって、これらによって超過した際の責任を明確化するとともに、異常な漁獲超過を防ぐ管理体制としたということでございます。

これらによって、都道府県内での管理というものを徹底していただき、県内での枠の超過が日本全体の管理に波及するリスクを最小限におさめていくということにしたということでございます。

さらに、万が一、都道府県単位での超過が生じる場合であっても、国全体としての留保分というものを設けることによって、国全体としての枠を遵守するとともに、一都道府県の超過というものが他の漁業種類、あるいは他の都道府県への影響を与えない、そういう影響を遮断するようにしたということでございます。

では、具体的にどういうふうな措置が設けられたかということでございますが、まずはこちらにありますとおり、国の基本計画のポイントといたしまして、資源管理法に基づき都道府県ごとに小型魚、大型魚別の漁獲枠を設定する。また、定置網の共同管理を廃止するということ。

さらに、都道府県における管理計画のポイントといたしまして、まず漁獲枠については、漁獲枠に原則1割の留保を設定する。これは後ほど見直されるわけでございます。漁獲枠を月別や地域（漁協別）に細分化する。漁獲枠の消化率に応じた早期是正措置をするということでございます。

さらに、報告体制については、年間漁獲量が一定以上の都道府県は当日に数量把握する報告体制を整備。さらに、採捕数量に応じた緊急管理措置を講じるということでございます。

次に、第4管理期間における小型魚の数量配分についてでございますが、第3管理期間の超過量の差し引きととり控え分の上乗せでございます。

まず先ほど申し上げましたけれども、第3管理期間で特定の都道府県で大幅な超過があった一方で、計画的に漁獲の配分というものを行って、後々に備えて漁獲枠を残しておいた都道府県についても、一律で操業の自粛というものを要請せざるを得なかったということ踏まえて、我慢していただいた都道府県については、とり控え分を上乗せするという事になったということでございます。

それを踏まえて、まず第1点、超過量の差し引きというのは、先ほど申し上げましたと

おり、第3管理期間までは当初枠の2割を上限としていたものを全て、枠については上限なく差し引きするというにしたいということでございます。

ただし、上限なく差し引きをした結果、第4管理期間の漁獲枠が0トンとなってしまうような道県も生じたわけでございまして、これについてはやむを得ない混獲を管理する観点から、最小限の混獲枠として数トンを配分するというふうにしたということでございます。

かつ、とり控え分の上乗せについてでございますが、第3管理期間のとり控え分、都道府県からご希望のあった数量の約8割を第4管理期間で上乗せしたということでございます。

これはなぜ8割になったかということでございますが、本来はご希望のあった数量の10割そのまま上乗せしたかったわけでございますが、上乗せする際の国として配分できる財源というものが、先ほどの超過分の差し引いたものを財源とせざるを得ず、それで配分できるものが8割に相当する部分しかなかったということでございます。ただし、やはり残りの部分については、お約束どおり、第5管理期間以降で上乗せするということとしております。

引き続きまして、大型魚の配分についてでございます。

大型魚の配分につきましては、まず第4管理期間の配分に当たって、漁業者に対する事前の説明が不十分であって、また、割り当て数量を公表してから実施までの期間が極めて短期間であったということで、漁業者や関係者の皆様に不安を与えてしまったということについて、これはまず深く反省する次第でございます。

しかし、その後、与党自民党の水産総合調査会における議論や我々が各都道府県で説明会を開催させていただきまして、そこでいただいた漁業者からの意見も踏まえて新たな配分案を示しておりますので、その内容についてご説明を申し上げます。

まず初めに、こちらの資料でございますが、30kg以上の大型魚の漁獲量が、毎年増加傾向にあるということでございます。これは小型魚について漁獲半減という厳しい管理措置を開始したのが2015年でございますが、その年に産まれたものが本年3歳魚となって大型魚に成長しているということも背景にあるのではないかとということでございます。こういった中で、きちんと資源量が増えてきているのではないかとということの中で、今後はきちんと管理体制を整えていく必要があるのではないかとということでございます。

その大前提で、これまで管理措置を皆様にご意見を伺いながら考えてきたわけでござい

ますが、この基本的な考え方といたしましては、次のスライドでございますが、もともとのルールでございますけれども、国際合意によって2002年から2004年までの平均漁獲量から増加させないように管理していくということでございます。我が国の漁獲枠としては4,882トンということでございます。

その配分に当たっては、不確実な漁獲量の増大に備えて、国全体としての管理目標を確実に達成するとともに、他の漁業種類、都道府県への影響、特定の漁業種類等で超過が生じた場合であっても、他の漁業種類や都道府県への影響を遮断するため、一部分の配分を留保するということが必要であるということでございます。

大臣管理量、知事管理量への最終的な配分量については、近年の漁獲実績を基本として配分することとしたということでございます。それと同時に、クロマグロの漁獲の実績の少ない微少割り当て県についても、資源の回復によって一時的な大幅な来遊が生じる可能性もあるため、これをきちんと管理していただくためにも、一律5トン进行配分することとしたということでございます。

以上のような考え方で配分を行った結果、全体としての配分というものは、まもなくパブリックコメント等も終えまして、再度決定させていただこうとしている配分案というのが、こういう形になっているということでございます。

次のスライドでございますが、さらに今回、今は第4管理期間が進んでいるわけでございますが、その次の第5管理期間の配分量、配分をどうするのかということの議論については、これは6月22日に、下にありますとおり水産庁からプレスリリースを出しておりますが、漁獲実績以外に考慮すべき事項等、配分ルールの見直しについては、8月以降、漁業者や専門家の意見を伺いながら検討するという事になっております。

これについては、具体的に8月7日の水産政策審議会資源管理分科会において、くろまぐろ部会の設置というものが決定しております。こちらのくろまぐろ部会において、クロマグロの漁獲可能量の配分方法に関し、調査審議することとしておりますので、今後は広く漁業者の皆さん、参考人の方からのヒアリングをさせていただき、これを踏まえて検討していくということとなっているということでございます。

私からの説明は以上でございます。

○岩本資源管理推進室長（司会） では、ここで一旦休息を挟みたいと思います。

あちらの壁にある時計で14時15分に再開いたしますので、それまでにお席にお戻りください。休息後に意見交換の部に移りたいと思います。

なお、報道関係者の皆様におかれましては、ここまででカメラの撮影を終了していただきたくお願いいたします。

それでは、休息に入りたいと思います。

午後 1 時 5 9 分 休憩

午後 2 時 1 6 分 再開

○岩本資源管理推進室長（司会） 皆さん、お席のほうにお戻りいただいておりますでしょうか。お時間のほうがちょっと過ぎておりますので、再開をいたしたいと思います。

この後、これから意見交換の部に移りたいというふうに考えてございます。

本日は、漁業関係者、養殖業者のみならず加工・流通関係、また研究機関、地方行政機関など幅広くご出席をいただいております。

先ほど説明した内容につきまして、ご意見なりご質問等ありましたら、挙手の上ご発言をお願いしたいと思います。

こちらから指名をさせていただきますので、その際マイクをお渡しいたします。最初にご所属とお名前を言っていただいた上で、ご発言をお願いしたいと思います。

それでは、ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

○（参加者） お世話になっております。先ほどお話にありました漁獲証明書についてお聞きしたいです。

我々としては、不正な漁獲や不正な流通経路の阻止になると大変期待しています。これまで我々の業界の、いろいろなグレーの部分が解消できるのではないかと考えています。水産庁のほうには、1年でも早く導入をしていただきたいと思います。

それに関して、漁獲証明の導入についての利点と課題を教えてくださいたいです。

○太田資源管理部審議官

まず漁獲証明制度、大西洋クロマグロやミナミマグロでやっているものについてご説明申し上げますと、基本的に漁獲してから、蓄養の場合は生きたやつを生け簀に入れて、そこで育てて、そこから出して、そこで地中海の場合は日本に出荷されるわけですが、基本的に例えば地中海のクロマグロの場合は、漁獲した時点から日本に輸入される時点までのポイント、ポイントで、政府または政府が委任した機関の認証を受けるという、そういうシステムでございます。

したがって、日本に輸入された後、築地に行くまでの間をトレースするシステムではな

いということをご理解いただきたいと思います。そこはもう、強いて言えば日本の国内問題でございますので、太平洋クロマグロの場合も多分似たようなことになるんじゃないかなというふうに思っているんですけども、少なくともその場合、1つは韓国やメキシコで獲られたものが、そのまま、または蓄養されて日本に入ってくるわけですけども、その中で変なものが日本に入っていないようにできるようになると。

もう一つは、今、ご質問の中でおっしゃっていましたが、国内で獲れたものについても水揚げされた時点で、必ず誰かしらの確認を受けなきゃいけないような形になると思いますので、変なものがその時点で排除されるようになるのではないかなということなんです。

ただ、誰が確認するかとかそういうことにつきましては、なかなか漁業者の数も非常に多くて簡単でない部分もあると思いますので、それはこれから皆さんとよく相談してやっていきたいというふうに思っています。

利点と課題については、既に申し上げていたようなことでもございますけれども、利点については今申し上げたように、国内については変なものが排除されて、外国から入ってくるものについても違法な漁獲物、または例えば割り当てを超えて、漁獲上限を超えて漁獲したようなものが日本に入ってくるようなことは無くなるようなシステムにしたいなというふうに我々としては思っています。

課題としては、水揚げしたときの確認をどうするかということと、あと蓄養の場合は、地中海の例を取り上げると、生け簀に入れるときの確認、生け簀から揚げる時の確認という作業がありますので、そういうことを日本の蓄養業者がどういうふうにやっていくかというところは課題としては大きいと思いますので、そこもよく相談をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○（参加者） 再三にわたり、水産庁の方々にも対馬にご来島いただきまして、いろいろご説明もいただきました。そういった中で水産庁の方々に来島され、また浜の漁業者、沿岸の漁業者から、また衆議院会館で、いろんなフォーラムの中でも、あなた方にはいろんな質問をされます、みんなが。しかしながら、あなた方が本当に漁業者の質問に答えたことは今までありません。いつも答えのない、一方的な漁業者側の質問で、あなた方は終わります。

そういった中で、今現在、対馬でも未成魚がいっぱいおります。その未成魚をほかの漁

業で獲る、定置にも入る。しかし、みんな放流しております。そういった中で、それが放流になるのかならないのか、ほとんど90%死んでおります。生きている状況にはないです、魚が。そういった中で、対馬の漁業者に限らず、こういった浜の漁業者の方々、沿岸の方々、これだけあなた方の政策に困窮する、死活問題に追い込まれる。しかしながら、そういったことをあなた方に質問をしても、その答えは一切返ってこない。

そういった政策であれば、私は一個人としてあなた方に言いたいことは、沿岸漁業者からですよ、このWCPFCの枠を外していただけないでしょうか。この国際会議の中で、沿岸漁業者を除外していただきたい。ぜひそのことをお願いしたいと思います。

○太田資源管理部審議官

沿岸漁業者を国際的な枠組みから除外していただきたいということなんですけれども、ご記憶にあるかもしれませんが、最初に始まったころは、沿岸の零細漁業者は枠から除外されておりました。そこで日本も一生懸命頑張っていたわけなんですけれども、太平洋の東西で、メキシコやアメリカは東で獲っていますけれども、国際的に沿岸漁業者を枠から除外して、それが例えば全体の数%とかいうんだったら話はまだあれだったのかもしれませんが、沿岸漁業者個々の方がとっている量は非常に少ないんですけれども、何せ数が多いものですから漁獲量が無視できる量じゃないということで、それで、かつ非常に小さい魚をとっていますので、インパクトとしては全体の3割ぐらいがあるということなので、非常に国際的に大きな批判を受けまして、沿岸漁業者の方にも枠組みに入っただいて一緒に管理をしていただくということになっております。それを今からまた外せというのは、正直言って、なかなか難しいというのが正直なところでございます。

○（参加者）

あなた方の資源管理、机の上で、それはわかります。しかし、今、対馬の承認船は900隻を超えております。今現在、未成魚に関して年間250kgです、1隻当たりの割り当てが。大型魚に関しても11トン、定置も含めてです。これは承認船では17kgしかないんですよ、今現在。これは大型魚の配分に値しますか。そういった現状なんですよ。そういったことで、この大型魚に関しても、これまでマグロに携わってこられた漁業者の方々、非常に困窮する、今現状を迎えておられます。

私たち対馬の漁業者にしても、未成魚に関して、これまで数十年間、この魚に携わって生活をしてきました。昨年は340kgです。今年は250kgですよ。こういったあなた方の政策

の中で、漁業者に生活をせいと、これは無理なことですよ。ましてや第4管理期間に、あなた方は16トンしかなかったです、魚はね、国の枠が。対馬は130トンありました。今、第4管理期間に配分されて、私たちが取り残した130トンの魚の配分に対しては、いまだにあなた方は何一つ言ってこない。一番先に、私たちはですよ、昨年取り残した130トンの枠のその配分を、あなた方は先にすべきじゃないかと私は思っております。

いつになったらその配分ができるんでしょうか。

○岩本資源管理推進室長（司会） すみません、事務局として発言させていただきます。

第3管理期間に取り残しをいただいた数量につきましては、現在、水産庁の中でも精査をしております、都道府県等に照会をさせていただいた上で、早急にお示しをしたいというふうに考えてございます。

○（参加者） 今はもう第4管理期間ですよ、その配分もされているんですよ。やっぱりそのことを最初にさばくべきです。

それと、先ほどから言うように、やっぱり日本の沿岸の漁業者は、本当に今こういった政策の中で、大概の漁業者は苦しんでおられるんですよ。浜の人間、沿岸の漁業者に生活できる政策をしていただきたい。ということは、私は先ほどから言うように、このW C P F Cの会合から沿岸漁業を外してくださいよ。お願いします。

○（参加者） 北海道の北るもい漁協所属の一本釣りをやっています。

北海道地域は、昨年の第3管理期間の中で大幅な漁獲超過ということで、同じ北海道の漁業者として大量漁獲を招いた軽率な行動をとった漁業者たちには、もう極めて遺憾といえますか、本当に強く非難したいなと思っております。

同じ北海道の漁業者として、全国の迷惑をかけた方たちには本当に心から謝罪いたします。それに関しての質問なんですけれども、我々、留萌管内の漁業者は54隻の着業があるんですけれども、道南地域の大量漁獲によって漁獲枠が実質ゼロ配分ということになっています。

このゼロ配分ということは、54隻の僕らの去年の実績4割強ですね、操業、マグロを獲ることを控えた我々にとっては本当に死活問題で、昨年も苦しかった中で、今年はもうゼロ配分。いつまでこのゼロ配分が続くのかもまだ不透明という中で、本当に浜の生活が立ち行かない状態になっています。

それに関して、北海道も責任は認めたものの何の対策も講じずに、今はもう第4管理期間が始まっています。これに対して納得のいく説明と、いつになったらこの現状が解決す

るのかということをお答えいただきたいんですけれども、お願いします。

○岩本資源管理推進室長（司会） 私から事務局としてご説明いたします。

第3管理期間は今ご発言にあったとおり、北海道のほうで大幅な超過があったということで、これまで水産庁のほうでも、さまざまな管理方法を試してまいりました。定置の共同管理ということで枠を超えて、その枠を超えたということで、漁期後半に取り残しを行っていた一部の皆様に対しても影響が生じたということで、第3管理期間の一番大きな問題ではあったというふうに考えてございます。

やはり都道府県ごとに管理をしっかり行っていただくということを基本に第4管理期間は進めさせていただいておりますけれども、そういった中で、やはり正直者がばかを見ないような形、やはり獲り過ぎたところについては、今回は一括差し引くということで対応させていただいた結果、北海道につきましてはゼロ配分というような形になりました。

ただ、ゼロ配分で実際操業ができるのかというふうなご意見もありましたので、第4管理期間の小型魚の配分については、そういった都道府県に対しては数トンの留保枠、混獲の枠を設けるということで対応させていただいているのが現状でございます。

これがいつまで続くのかというお話ですけれども、この場で将来的なことは申し上げることはできないんですけれども、獲り過ぎてしまった量につきましては、やはり北海道で清算をしていただくというのが全国的にも重要なことではないかというふうに考えてございます。

○（参加者）

「北海道として管理をするということが全国的に必要だ」と今おっしゃいましたけれども、北海道の中でも獲り控えをした、操業自粛をしたところと大幅に超過したところと同じペナルティーを課されるというのが、どうも管理主体が不明確といいますか、そもそも細分化して、僕らの地域でいう振興局に分けてあったはずのものを、なぜ、また道の一括管理、それも失態を招いた方たちの責任も全く追及されないまま、北海道として次は一括管理で臨みますと言われると、全く意に介さないといいますか、なぜそうされなきゃいけないのかわからないんですけれども、ちょっと納得のできる説明をしていただけますか。

○岩本資源管理推進室長（司会） 地方行政単位ごとに管理をしていただくということをまず基本的に考えてございまして、基本的には定置の共同管理枠というのは設けましたけれども、当初から基本的には都道府県単位で管理をしていただくという基本的な考え方で進めてまいりました。

その中で、例えば定置であれば、なかなか管理が難しいだろうということで、共同管理枠ということを設定したわけなんですけれども、それがうまくいかなかったということで、ではどこに皆さんの責任を、国際約束で決められた枠組みをどういった形で守っていくかということをお我々も考えた末のやり方として、第4管理期間では都道府県ごとに管理をしていただくということをご提案させていただいて、現在実行していただいているような状況でございます。

○（参加者） その実行している北海道が、僕らが説明会でたびたびこの質問をするたびに、「水産庁からのお達しでそうになっています」と、そういう回答なんですよね。

僕らは、ではこのまま見殺しにされるのかというような質問を再三にわたって投げかけているんですけれども、その都度その都度、丁寧に、「いや、我々は水産庁のほうを向いて仕事をしていますので」と、浜のことを聞く気はありませんというような回答をいただいているんですよ、これ本当に、録音もありますし。これは北海道といいますか、振興局の担当の人ですけれども。

この場合、僕らはどうしたらいいんですかね。一生僕らの声は、ここの政策の場には反映されないといいますか、このままで、例えば今後、可能性があるのが近年の漁獲実績をもとに配分していくとか、そうなった場合に、僕らは何の罪もなく、今ペナルティー状態、ゼロ配分の中で、漁獲実績をもとに、さらに今後の枠を配分するとか第5管理期間以降考えていくと言われると、不明確の中で、もう一生獲るなど言われているような状態なんですよね。

全く納得がいけないんですよ。到底承服できない。本当に浜の生活が今、喫緊の状態になっているので、何とかしていただけないんですかね。ここで納得のいく説明をいただきたいんですよ。

○中管理課長 今回の最後の部分のご質問で、過去の実績に基づいて配分するという、この部分については、まず数量の規制がかかった中での過去の実績という意味ではなくて、基本的にはやっぱり自由にとっている中で、それに経営が依存していたと、そういうものというのは今後尊重していかなきゃならないですよというふうな考え方として示させていただいていますので、こういう特殊な事象で、ましてや自分には全く責任のないところで自粛せざるを得なかった、そういう実績があるから、あなたたちは獲っていないんだから一生もうありませんよというような話には絶対にならないです。そのところは、もうご安心いただければと思うんですが、ただ、その前提となっている北海道が、正直申しま

して、余りにも大きな超過、我々が想定できないような超過があったので、この状態が数年続くというのは、これは本当に申しわけないですけれども、避けようがない、小型魚については、という状況ではあるとは思いますが。

なぜなら、枠というのは全体として決まっていて、我々も最大限、非常に難しいですけれども、WCPFCに向けて増枠の取り組みというのはしっかりやっていきたいと思っていますけれども、なかなか難しい。そういう中で、今ある枠というのは今期、ほかの県で我慢していただいた方々というのはいっぱいいらっしゃるので、そういう方々にきちんと配分していかなくちゃならないという中で、基本的に我々のルールとして都道府県ごとにしっかり管理していただくというのは、これは別に第3管理期間もそうだったわけですから、やはり北海道の中で、そういう痛みを分け合っていただかざるを得ないというところ、ここについても隠し立てできないというか、そういう形でやっていかなくちゃならないというふうに思っています。

ただ、それをいかに和らげるのか、小型魚だけじゃなくて大型魚もたくさん北海道は枠があるわけですから、そういったものもうまく活用していただくと、あくまで北海道の中でいろいろ考えていただかなくちゃならない話ではあるんですけども、そういった取り組みについて、水産庁として応援できるところは応援したいというふうに考えていますので、言葉のあやか何かで「水産庁のほうを向いて仕事をしているんだ」というふうに言った人はいらっしゃるかもしれないですけども、それは別に北海道の道の職員みんなそういうつもりでやっているわけじゃないと思います。皆さんのために仕事をして、我々に対して言ってくるときには、相当強く、我々のところの漁師が困っているんだというふうなことをおっしゃってきますので、そういう思いで皆さん仕事をしていますので、それは何とか、どういう知恵があるのかというのは、本当に取り組んでいかなくちゃならない課題だと思っていますので、何年にもわたって何か見捨てるとか、そんな話は絶対ない話ですので、それは何か知恵を出してやっていければというふうに思っています。

○（参加者） 「痛みを分け合う」と、今すごく柔らかい表現をしていただきましたけれども、僕らに言わせれば「目の前を走っている車がスピード違反したから、おまえも逮捕だ」と言われているような状態なんですよ、法定速度で走ったのに。それで漁獲はできないと。それをわかれと。納得しろと。では、それで生活していた分の、僕らのこの時期の操業はどうなるんだというところに、誰も親身になって議論をしていない。

これはもっと早く、いろいろ対応できたはずなんですよね。昨年第1段階で大量に入

網したときにも手を打てたはずですし、いろんな方々の、特に北海道の行政の水産行政に関わる人たちの怠慢によって、もしくはあれですけれども、自分で本当に認識不足といいますか、軽率な行動をした漁業者も当然責任はあると思いますけれども、それによって我々が苦しむ筋合いがないと、そういう話をしているんですよ。

第5管理期間以降については、実績は、このゼロ配分になる前の実績ということで認識してよろしいということですよ。ゼロ配分で……

○中管理課長 第5管理期間以降も、ペナルティーはやっぱり残りますから。

○(参加者) いやいや、もちろんそうですけれども、ペナルティーは残ると言いつつも、我々の立場も考えて、しかるべき対策を検討していただけるということですよ。

○中管理課長 その枠の配分の話と対策の話というのは、ちょっといろいろ切り離して考えていかなきゃならないと思いますけれども、やっぱりほかとのバランスというのを考えながら配分をしていく。どういう対応があるのかというのは、北海道とも一緒にいろいろ手段も考えていかなきゃならないというふうに思っています。

○(参加者) そこで最後に、質問じゃないんですけれども、そういう、いろいろ今後検討していく場というのに、漁業者を交えていただけるとは思うんですけれども、何せそういう意見交換会とか会議となると、北海道の場合は道南の函館地区と札幌で行われているんですけれども、僕らは札幌まで、僕らの地域の留萌管内からだ、大体200キロ前後の移動距離があるんですよ。

7月末に行われた意見交換会でも、何とか僕らの地元に近いところで、僕らは54隻固まった地域に住んでいるので、そちらで開催していただけないかということも打診したんですけれども、「水産庁の都合もご推察ください」という書面が届いたんですよ。

水産庁の職員が税金を使って出張旅費をいただいて、僕らの地域に2人、3人で説明に来るのはすごく簡単だと思うんですけれども、僕らの地域は54人が、その日の操業、もしくは僕らは離島なので、離島地区なのでその翌日もなんですよ、移動にかけて、会議にかけて、操業も休んでということになると、すごく不利というか大変な状態なんですよ、ただでさえマグロを獲るなど言われている中で。

何とかそういう地方のほうで、幸い札幌より北は、漁業者は僕らの地域にしかいないので、何とかそういう会議に参加しやすい場で会議を行っていただけないかなというのを最後に要望として上げさせていただきます。

長々失礼しました。

○岩本資源管理推進室長（司会）　ご要望としていただいております。

○（参加者）

太田審議官を初め、国際管理ということで難しい交渉をいつも日ごろより携わられて、大変ご苦労されているというのはご推察いたします。大変感謝も申し上げたいところなんですけれども、我々の、我が国において、この管理が、特に沿岸の漁法の多さ、それと漁業者の多さ、先ほども漁業者が沿岸の漁業者全部集まると30%ぐらいのインパクトがあるというふうなお話をしましたけれども、実際確かに集まれば、それぐらいのインパクトはあります。それだけ沿岸の漁業者がマグロに依存しているという、逆に言えばですね、そのマグロ漁を頼りにしているということだと思えますよ。

そこで、我々のような小規模、零細漁業者のその対極にあるまき網漁業ですね、大中まき網、これと比較してみると、やはり国際的な管理上、何か水産庁が主導している管理の仕方というのは、ちょっと違うのかなと、向いているほうが違うのかな、という気がいたします。

毎年、3年も同じようなことを申し上げて本当に聞くほうも、僕も言うほうもいかげん嫌になっていますけれども、やはりここで、先ほど対馬の方がおっしゃったように、やはり沿岸が本当に生き延びていけるような政策をもう一度とってほしい、これに尽きます。

現実問題、今、北海道の問題も出ましたけれども、もう本当に潰れかかっています、みんな、沿岸は。そして、この第4管理期間には、大型魚もTACに入りましたよね。そうになると、やはり承認をもらったものをみんなが権利を主張するようになると、その地元では調整がつきづらいと。これは北海道の会議の場でも岩本さんにお話ししたと思うんですけれども、大変な状況なんですよね。それを現場でやれとなると、北海道も大変だと。各県も本当に大変だと思うんですけれども、やはり水産庁として何か違う形で示していただきたい、その管理の仕方というものを。この点をまず1点。

それから、せっかく中塚さんが来ておられるので、ちょっとお聞きします。

先ほどの日本海の親魚の話なんですけれども、産卵魚を獲ったとしても、そんなに影響はないと。サンマを基準にして、ある程度差が出てくるのではないかと、そういうお話だったと思うんですけれども、我々漁業者と、やはり研究者との乖離というのか、違うなど思うのは、やはり僕らは30年、40年前からマグロに携わっている人間からしてみると、海の状態がまるで違うんですよね。

というのは、昔はやっぱり親魚量も多いときは、沿岸でも小型の本当に100gとか200gのそういう小さなマグロが、マグロとは言わないのかな、幼魚がほかの漁具に大量に引っかかったりしたものなんですよ。今はそういう現象はほとんどないということ、まず一つ言っておきます。

それと、もう一つ、話はちょっと変わりますが、加入なんですけれども、加入とされるそのレベルというか大きさ、あるいは年齢ですね、どこをめどにしているのか。例えばゼロ歳魚でも、当然利用はしていますよね。どこから、その加入の定義というか、その辺がちょっと明確になっていないので、その2点だけ、ちょっとお話を。

○岩本資源管理推進室長（司会）　まず1点目は私から回答させていただきます。

国から今回の場合は北海道に配分させていただいて、北海道からまず各漁協さんに配分した数量を、漁協の中でなかなか承認を得られている方々は、皆さん権利を主張されるということで、ある一定のルールがないとなかなか難しいというご意見だったと思います。

北海道だけではなくて、そういった意見はほかのところからもいただいております、現在、水産庁のほうで、例えば漁協さんのほうで配分する際に、こういった形の考え方で配分してもいいんじゃないかというふうな幾つかのパターンみたいなものを検討しております、それをお示しさせていただこうと思っておりますので、もうしばらくお待ちいただければと思います。

2点目については、中塚さんからお願いいたします。

○中塚くろまぐろ資源グループ長　まず加入の定義なんですけれども、資源評価上は、7月1日から漁獲対象に入ってくるというような形になっているんですけれども、基本的に漁獲サイズですね、15cmを超えるようなものの量というふうに考えていただければいいかと思えます。

それで過去の加入の変動につきましては、これは今ちょうど加入量の推定を出していただいておりますけれども、本当にここ近年は、7月1日時点で1,000万尾とか1,500万尾ぐらいのところなんですけれども、昔にはもっと大きなものがあったというようなデータもございます。

ただ、昔は資源が多くてもよくなかった年もあったというような形で出ているんですが、昔はやはりデータが難しいので、どこまでこれに信頼性が、最近のものに比べると低いんだろうと思いますけれども、そういう昔の情報というのは、なかなか資源評価には入れづらいというところではありますけれども、我々もできるだけデータを探したりして、昔の

情報というのは探しているところです。

すみません、あまり明確なお答えはできないんですが。

○（参加者） ありがとうございます。

もう一点、いいですか。沿岸と、表現は悪いですけども、大中まき網というその構図自体が、自然とそういう言葉として出てくるのがちょっと不思議な気もしますけれども、この際ですから、やはりもう一度考えていただけませんかね。

大中まき網の関係者も大勢来ています。ですから、沿岸をとにかく救うために支援をしてください。これは本当にお願ひ、沿岸からの願ひです。何とか資源が回復するまで、つなぎとしてでいいですから、せめて、それこそ生活できるレベルまで沿岸に回すと、そういう逆にその提案をしていただけませんかね。

どなたか答えていただけませんかね。

○岩本資源管理推進室長（司会） 私から。今の質問に対して、第4管理期間までは、もう皆さんにお示ししているとおりになんですけれども、実績をベースに留保もいただいた分を出しながらということで、大型魚を中心にこれまで議論をさせていただきました。

今後、第5管理期間が来年1月から大臣管理部分については始まりますので、それが始まる前、具体的には8月の資源管理分科会でもご提案をさせていただいたとおりになんですけれども、今後の配分について、実績以外にどういったものを考慮すればいいかということも含めて、資源管理分科会のもとにまぐろ部会というものを設置しまして、意見交換、審議をさせていただきたいと思います。そこで、今、高松さんからのお話にもあったような形のお話ができるのかなというふうに考えてございます。

○（参加者） 千葉県の勝浦から来た鈴木と申します。

この前、NHKで山形県の飛島の周りで産卵マグロだと思うんですけども、その映像が出ましたよね。あのときに自分も初めて見たんですけども、国際水研の研究者が2人、初めて見たということをおっしゃってましたよね。

そうすると、これは会場にいる皆さんに聞きたいんですけども、日本海でマグロをまき網でまいているけれども、それを見たことがある人は手を挙げてくれますか——ほとんどいない。

そうすると、マグロを獲るので一番原始的なのは、メジのひき縄というのが恐らく一番原始的なんですよ。これはカツオのひき縄とメジのひき縄とあるけれども、これについて、漁業者の人はもちろん説明できると思うけれども、皆さんわかりますか。

これはやっぱり一番というのは、現場でやっている人、恐らく話がわからない。恐らく皆さん、困っているよと、日本海でまき網の人たちがさんざんマグロを獲っていると言っても、その現状がわからない。でも、これは十数年前から日本海でさんざんマグロを獲っているわけだから、実際それはきちっと研究者は見ていなければ、これはまずいでしょう。あれを見たら信用できないというの。何十年前から日本海で産卵しているというのはわかっていて、それを日本海では獲っているわけですから。

もう一つ、これはまき網の方がいると思うんですけども、研究者と一緒に乗せていってくれと言ったら、断られるというんですよ。でも、それはきちっと資源がわかるということで初めて資源管理ができるわけだから、やっぱり協力しないとまずいでしょう。自分はそう思います。

自分たちは自由漁業でキンメにしても、みずから自由なんだけれども、3カ月産卵期間は禁漁しています。この前も6月30日、キンメ1,700、みんなで46隻だったか、標識をつけて離れたんです。きちっと自由漁業でさえ、みずから将来を考えてやっているんだから、やっぱり大量にとるまき網の人たちもとることばかりじゃなくて、きちっと次の時代もとれるように考えてもらいたい。

お願いしたいのは、次の会議には、日本海でマグロをとっている映像をみんなに見せてもらいたい。それと自分たちがやっている小型の、小型が何をやっているかと、何で困っているかというのは、それは映像を見ればよく理解できると思いますよ、困っているところが。ぜひお願いしたい。

次のマグロの会議には、日本海のマグロ、産卵場をとっているマグロの映像、小型船がやっている、いろんな魚種がありますから、ひき縄から、はえ縄から、さお釣りから、全部見せてやらないと、恐らくここにいる人たちは話がほとんどわからない。

今日にしたって、こういうふうに研究の資源の評価とありますけれども、自分なんかは頭が悪いから、今日初めてこれを見て、これは何が問題かって、すぐにわかりませんよ。でも、こういう資源の評価をやるならきちっと、評価をやる研究者を全部集めてやるべきじゃないですか。私はそう思います。

ぜひ次の機会には、みんながわかるように、海で漁業者が何をやっているかわかるように水産庁もやってください。

以上です。

○岩本資源管理推進室長（司会） 貴重なご意見ありがとうございます。

この全国会議の進め方について、来期どうなるかということもあるんですけども、ご意見としてお伺いしておきたいというふうに考えます。

○（参加者）

今までのご議論も踏まえてなんですけれども、そもそもこの会議を、もう5年ぐらいになりますか、クロマグロが国際規制の中で管理をしなければならない、それをどういうふうに各漁業者の方々に守っていただくかという前提の中で、いろいろな評価も含めた議論をされてきているわけなんですけれども、やはり今日のご議論でも、漁師はやっぱり獲って何ぼの中で、これを守ってほしいという中で、最初から守るためにどういう政策を打っていくかということが、正直やはり後手後手に回って今に至っていると思います。

ですから、そこの部分は、今日はこういう資源管理に係る会議ということでもいつもやっておりますけれども、これを守るためにどういう政策が今でき上がっていて、今後それは次にどういうことを、また追加をしてやっていくかというようなことをあわせて説明をしていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○宮原水産研究・教育機構理事長 実は、この会議を続ける意味があるのかと言われてるんですよ。

それで、これは9回目なんです。何でこの会議が始まったかといいますと、北委員会という会議をやる前に、会議でどういう対処をとるかということをお皆さんとよく話し合ってから会議に臨みましょうということで、この時期にやっていたんです。

国内の管理の話というのは、もうその後、別にやっていることで、今も先ほどから水政審ですとか、あるいはそのための特別な小委員会をつくったとか、そういう話をしていきますから、資源管理の部分というのは、本来であれば違うルートできちっとやればよいということになる、それで意見も皆さんからどんどん吸い上げて、都道府県の方もちゃんといるところでやればよいんだというふうに思っているんですね。

この会議自体を今の段階の夏の一番暑いときに、皆さんに苦勞をかけて集まってきてもらってやっていくのはいいのかなというのは、ちょっと根本的に考えるような時期に来ています。

そうはいつでも、これだけたくさん人が集まる会議というのは、なかなかない機会だから、やったほうがよいんだということであるならば、何も夏じゃなくて、もう少し早い時期にやってもいいのかもしれないなということも思っているんですが、今後の先ほどの

会議のあり方についても意見が出てきていましたけれども、ちょっと考え直す時期に来ているのかもしれない。

それは水産庁のほうでも考えていると思うので、今後、皆さん方とも相談して、どうしたものかなということを考えてみたいと思います、自分で始めた責任上ですね。

○（参加者） いつもお世話になっております。

今話をみんな聞いていますけれども、もっともなことを言っていると思います。でも、こうなったのは、この問題を起こしたのは、まき網、養殖、これができてからこういう問題ができたんじゃないんですか。これが根本じゃないですか。私らは1本ずつ獲るんですよ。ワイヤーに入ってきたやつを獲るだけです。

だから、この問題を起こしたのは、まき網と養殖ができてから、この問題ができたんじゃないですか。責任はどこにあるか、水産庁はよく知っていますね。何でこうなったか。私もWC P F Cは毎年出していただいて、この問題は外国にしたってどこだって、みんなまき網じゃないですか。だから、そこらを考えなきゃいけない。今日、皆さんが言うことは間違いない、そのままですよ。

私ら近かつは1本ずつ、1本ずつ獲るだけですからね。嫌なやつは食わないし、それで、網もそうですね。網も湾に張っている網に入ってくるやつだけをとるだけ。だから、小型にしても湾岸でも、近かつにしても、我々にしても、一番問題なのは、遠洋マグロにしても、一番この問題を起こしたのはまき網と養殖だと思います。その返事は誰か答えてもえませんか。

誰か答えてくださいよ。太田さん、どうですか。太田審議官。

○太田資源管理部審議官 参考資料の6ページ、この西部太平洋まき網漁業という、右下の小型魚対象、これはいわゆる養殖の部分ですよ。これが1990年代に入ってから増えてきて、それで資源がそれから悪くなっていったんじゃないかというような、多分そういう指摘だと思うんですけども、そのことを全然否定する気はありませんけれども、では、これが始まる前に資源はずっとよかったのかというと必ずしもそうではなくて、それ以前でも、例えば歴史的な最低水準で1980年代がありますけれども、そのときは別に小型魚を対象としたまき網をやっていたわけじゃないわけで、そのときは一番インパクトが大きかったのは沿岸漁業だったということで、要は加入と漁獲量のバランスの問題で資源というのは変わるわけなので、そのバランスが最近うまくとれていなかったということだと思うんです。

そのバランスを壊した一因の一つに、小型魚対象のまき網があるということは、それは私は否定はしませんけれども、ただ、そこだけを見ても、まき網だけを非難しても、根本的な問題の解決にはならないんじゃないかなというふうには思います。

それで、この前、自民党のほうで大型魚の議論をやったときに、いろんな方に来ていただいている意見を聞かせていただきましたけれども、それぞれ立場が異なれば、それなりの立場の意見があるということは、それを聞いていただければよくわかったと思うんですね。それで、その中で水産庁もできることは一生懸命やっているつもりで、その結果、留保枠につきましては、まき網には一切配分せずに沿岸漁業者とはえ縄漁業者のほうに配分するという事になったわけですが、そういうようなところはありますし、先ほど岩本のほうから説明しましたが、第5管理期間に向けて、また同じように皆さんから意見を聞いて考えていきたいですけれども、公平という言葉の定義は人によって全然変わってくるものでございます。立場が変われば変わりますので、なかなか簡単ではないですけれども、よく我々がこういう話をするときには言うのは、「皆さんを満足させるのは不可能だけれども、皆さんを同じ程度に不満足にさせるのは可能だ」という話になっちゃうわけですね、結局は。

だから、漠然として申しわけないですけれども、水産庁として引き続きそういう努力は続けていくということは、お伝え申し上げたいというふうには思います。

○（参加者） 余りにも多いんじゃない、まき網が獲るのは。だから、小型がもらえないんじゃない。

今言ったように、もう一回ばらして、もう一回一から、僕は全然知らなかったもの、この161トンというのは、知らなかったもの。だから、もう一回ばらして、もう一回計算して、私らが一番苦労している、守ってきて、ずっと。私はずっと守ってきたんですよ。

今度はちょっと多かったけれども、最初から決めないうちから少なくとっているんですよ。だから、そこらを考えてもらわぬと、生活できない、これはみんな、今言ったように北海道さんが言ったように。

だから、なぜまき網はここでいろいろ手を挙げて返事をしないの。自分らは満足しているから何も言わないんでしょう。満足していないから、みんな文句を言うんでしょう。そういうことを考えないと、もっと。これからやり直したほうがいいよ。

○中管理課長 まさにそういう議論を先ほどから申し上げているんですね。第5管理期間に向けた議論、これはもう一回だけじゃなしに数回にわたってこれからやっていきます、

資源管理分科会のもとです。ここをしっかりと、本当にそこはご意見をいろんな方からいただいて、できれば近かつの皆さんからもご意見をいただければというふうに思っていますので、そこの中できっちり、客観的な基準、どういう基準で配分するのかということを考えていきたいというふうに思っています。

○宮原水産研究・教育機構理事長　ようやく全国会議らしくなってきた、また毎年の議論が出てきたなという感じですが、その枠の中の議論はやってもらったほうがいいと思いますが、まき網の側が余り意見を言わないというのは、何か言うと余計叩かれるから黙ってしようというだけで、別に満足はしているんじゃないとは思いますが。

それから、養殖の話は毎年よくやっていますけれども、養殖というのは、やはり沿岸のコミュニティーにとっては大変大事なマグロの養殖という産業で、地元を守っている部分も随分あるわけですね。そこに元気を供給しているのもひき縄の人たちが主体になって供給しているというのはありますから、やっぱりそれぞれの立場があってやっているわけですよ。

ただ、それが何もしなくていいかということ、そういうことでもなくて、やっぱりあまり小さいひき縄の魚をバンスカ獲るようなことは、やっぱりやめたほうがいいから、養殖も規模的にはいろんなことを考えなきゃいけないと思います。去年も100g以下のやつを随分とったので、これは問題だと私も思います。そういうことは養殖業界と沿岸の地元とよく話し合っ、やっぱり変えていかなきゃいけないとは思っています。

○（参加者）　去年、僕が質問した、養殖は一体年間何匹殺すかといっても返事が来ない。全然聞いていない、年間何匹殺すんだと。私たちの生活が十分にできるぐらいの、北海道さんでもできるぐらいのやつを殺しているわけ。その殺す匹数、年間どれだけ死ぬか。私はそれで生活できるもの。

○（参加者）　何度も大変失礼かと思いますが、水産庁もこれまでにさんざん、やっぱりいろんな非難を受けてこられたと思うんですよ。しかし、あなた方が何一つ政策を変えようとしない、このことにやっぱり浜の漁業者の方々も大変不満を感じておられる。ですから、もう少し、本当に漁業者を理解していただいて、現状を見て、わかった上での政策をしていただきたい、このようにお願いしたいと思います。

それと、やはりISCのいろいろな研究の中で、水研センターのほうからも中塚さんですか、いろんな研究をされてこられた。そういった中で、今現在まき網の話もありますが、私たちに言わせれば、今は産卵期ですよ。主にまき網が親魚をまくのは大体6月、7月、

8月、おおむね約2,000トンぐらいの魚をまいていると思います。

そういった中で、あなた方の研究の中で、例えば産卵期の親マグロをとることにに関して、資源管理にはさほど影響はないんじゃないかというような見解だと思うんです。私はそう理解しております。であればですよ、その産卵期のマグロ、例えば小型魚を増やして、小型魚の採取を減らして小型魚を増やす。そういった中で3年間を待って親魚にするという、産卵時期になったマグロをまき網がまく。そういった中で、5年、6年して、例えばそういった中でマグロが80kgも100kgも、ランダムに150kgも成長するマグロが増えるとお思いですか。

○中塚くろまぐる資源グループ長 すみません、ちょっと質問の意味がわからないので、もう一度言っていただけますか。

○(参加者) 例えば産卵時期のマグロをまく。例えば親を増やしますね。親魚を増やす……

○中塚くろまぐる資源グループ長 すみません、そうですけれども、産卵時期にまかないということは、産卵時期じゃないときにまくということですよ。そこがまずどちらか、産卵時期じゃなくても産卵時期であっても、まかなければ当然親は増えるわけですから……

○(参加者) だから、私が言いたいのは、主に6月、7月、8月に大型魚が、親魚がまかれて、まき網はよくまいているんです、その時期にね。その時期は私は産卵時期だと考えております。というのは、私は実際に6回、7回、七里ヶ曾根でマグロの産卵を見てきました。昼はしません、産卵は。

今日、鈴木さんのほうからお話がありましたが、マグロの産卵時期には、飛鳥ですか、あそこで撮影されたような行為は、1カ月前にあのような行動をします。産卵は夕方します、ほとんどマグロは。私はそれは五、六回立ち会えました。

そういった中で、日本海で産卵するマグロは、要するに小型魚が成魚としてなる確率は低いというような見解ではなかろうかと思うんですよ。それはそれで、あなた方の研究の中だからいいんですよ。

ただ、私が言いたいのは、この6月、7月、8月にまかれる、まく、まき網がまいている、その期間、例えば子供を増やす。親は30kg、40kg成長させる。しかし、その産卵時期に、太った産卵時期に、主にマグロをまく。大人のマグロ、例えば80kgも100kgも150kgにまで成長するマグロが研究の中で増えるとお思いでしょうかと言っているんです、私は。

○中塚くろまぐる資源グループ長 当然、どうやって親を増やすかということをやっている中で、先ほどご説明したかったのは、小型魚を取り残すほうが、より長期的に見れば尾数が多いので、大型のマグロが増えていきやすくなるというふうには考えていますけれども。

○（参加者） わかります。それはわかるんですよ。それはわかります。

○（参加者） 今の質問なんですけれども、やっぱり漁を規制してから、漁期のほどにマグロが多くなっていると。やっぱり今、三陸は7月、8月の前半で終わったんですけれども、やっぱりマグロはかなりいるそうです。やっぱりそうやって規制したことによってマグロが多くなっていると、これは太平洋ですよ。日本海はわからないですけれども。

我々もここ四、五年に国のほうで産卵の卵をとって、いろいろ検査しています。日本海はもう10年前からそれをやっているんですよ。そういう数字を出した上での、多分、水産庁の答えがそういう答えだと思うんです。何もやっていないわけではないんですよ。

だから、まき網は本当に最初1,500トンで、1,000トンぐらいはみんな自由にとるんですけれども、あと500トンになるとTACで一括40トンだと。やっぱりそれ以上獲ってこないですよ、もう。50トンの量でも60トンしか獲らなかったり、やっぱりそういうので量が大分、太平洋ですよ、回復しているというのは事実だと思います。

ただ、今、水産庁さんが言われなかったのも、多分そういう結果を踏まえてそういう規制をして、今度は15%多くすると。私が思うのは、多分まき網のほうにはそれは来ないんじゃないかと思います。

やっぱり水産庁さんも利口ですから、この間の300トンあったのも、定置さんと、あと縄船にやっているわけですよ。それはなぜかということ、皆さんの声を大にして水産庁さんの人が、まき網の人はそんなこと言わないから、増やせとかということは。自分たちはそういう意味でやっていると思うんですよ。

そういうことで、これからは今言ったんですけれども、水産庁としてはそういう指導方針のもとに私はやるんじゃないかなと。水産庁が悪いのではなく、政治家も悪いよね。だから我々も悪いんです、そういう人を選ぶから。やっぱりわからな過ぎる、政治家の人も。

○（参加者）

私どものほうも、沿岸漁業者としては、やはりひき縄漁等々で生計を立てているところでございます。その中で、今うちのところの若い連中は、水産庁の補助としていただいている浜プランだとか、あるいはリース事業ということで船のやりかえの計画をしていると

ころでございます。ただ、ここに来て、こういう規制をすることによって、数字が成り立たなくなっております。収支もくろみが、非常に困っている最中でございます。

それと、何年か前には一つの意見として、現場は非常にマグロが増えていますよという話を数回したとっております、僕の記憶で。その中で、今の許可枠というか、枠の数ですよね、許可数。これは今までの実績が出てきていると思うんですよ。

今までの実績というのであれば、1年分ですよ。その1年分を今、我々のこの沿岸漁業に関しては、10日とか一月ぐらいでもう釣ってしまうわけですよ。では、残りの1年どうするんだと。

また、先ほどから言っています、現場は増えていると。では、今かけている規制を外したらどうなるんですか。とんでもない水揚げ量が、実績が残るのと違うんですか。

今は加入量がこれぐらい増えていますと、それでも少ないですよという話ですよ。でも、この加入量は規制で数が決められていますよね。この加入量の規制を撤廃したらどうなるんですか。どれだけの水揚げをしてくると思うんですか。その規制に何か科学的な根拠はあるのでしょうか。

それと、それは国際、社会上いろんな意味合いで協調せなあかん部分もあるかと思えます。ただ、例えばその規制数量は、半年だとか、あるいは残り二、三カ月でもういっぱいになったんやというんやったら、これは漁民も納得いくと思うんですよ。

ところが、一月や10日とか、和歌山県に至っては一晩か二晩ですよ、許可は終わってしまいます。それで全国の沿岸漁業者が納得できるとは僕は思えないんですよ。その辺を何かもう少し科学的に、もしくはもう少し生活ができるような数字を与えていただけないのかと。

でも、沿岸漁業者はよく守っていると思いますよ。本当に守っていると思う。漁師さん、そこまで守るんかなと思うぐらい、僕は不思議なんだけれども、えらい大人しい漁師ばかりになってしまったと思うけれども。

だから、今も言うたように、もう少し沿岸漁業者が半年ぐらいずらしていただくとか、漁をさせていただけるような数値があって、いっぱいになったというなら、それはまあしゃあないかとなるけれども、今の現状下で言うて、10日ですよ、一月もせん間にもういっぱいですよ。それも小型魚も大型魚も一緒です。どちらかがそれに満たぬというなら、また話が違うけれども、両方とも枠はもういっぱいじゃないですか、すぐに。では、この加入量は、制限をかけなかったら、どれだけ加入するんですか。相当な数で回復していると

思いますよ、僕は。それが現場の声です。

ですから、我々沿岸漁業は、そこまで苦しんでいるということをご理解していただいて、何かまた、我々は頭が悪いので、頭のいいところで何かの政策を考えていただければなど。ただ、今も言ったように、今の規制している数というのは科学的な根拠がありますかと、現場はそういう思いでいっぱいだと思います。

何とかひとつ善処していただければなと思いますので、よろしくお願いします。

○太田資源管理部審議官

我々も漁業者の方が漁場に行って魚がいるときに釣りたいただけ釣れるようになればいいなと思って仕事をやっているわけですがけれども、残念ながら、それを皆さんがやってしまうと、また資源が逆戻りで減って行って、三、四年、四、五年前の状況ですね、皆さん全然枠は消化できなかった時期があったわけですね、始めたころなんかはですね、そういう非常に悪い状況に戻ってしまうんじゃないかなという懸念があるわけです。

それで、現場に魚がたくさんいるという話は毎年されているんですけども、ここで一つ、毎回これもお話ししているんですけども、加入が多いことと資源が多いことは別の話です。加入というのは、あくまでも未成魚なので、その未成魚が大人になって初めて資源が増えるということなので、その意識のギャップというところがまず1つあると思うんです。

もう一つは、これは今の科学の限界なんですけれども、先ほどの説明があったのでわかりますけれども、最新の資源量というのは2016年です。今2018年です。2年遅れているわけですね。そこは今の科学的な研究の限界で、2年遅れでしか物事がわからないと。でも、皆さんは毎日漁に出ておられると。そうすると、科学者が2年前のことを言っているも今の話と違うじゃないかということは、これはギャップがどうしても出てくるので、そこは2年遅れてしまうんですけれども、そこはもう科学的な限界として理解していただくしかないというのが、申しわけないんですけども、そういうことです。

科学的根拠はあるのかという意味では、そういうギャップとかのところを踏まえた上で確定根拠があると、国際的にいろんな国の科学者が集まって、いろんなデータを持ち寄ってやって、特に太平洋クロマグロの場合、私が聞いているのは、例えば大西洋のクロマグロと比べるとはるかにデータの質がいいです。こちらのほうが科学者もはるかに自信を持ってこうだと言えるというふうに聞いています。

そういう状況でございまして、これは今年の5月に横浜でクロマグロの長期管理戦略の

ワークショップをやったときに私も言ったんですけれども、一番いいのは、ある年すごく加入が出たときに、その加入の一体幾ら残せばいいんだと。残りは皆さん獲っていいんですよと。そうすると、小型魚を獲っている方々は、今年はたくさん加入が出たからたくさん獲れるんだよねと。今年は加入が少ないから余り獲れないよねというので、多分皆さんの現場の感覚と合うような管理ができると思うんですけれども、加入がわかるのが2年遅れでしかわからないので、それをやってしまうと、仮に少なかったときに、たくさん獲っちゃったでは、もう後戻りできないので、そこは科学の限界、また限界の話になってしまいます。

そうは言いながらも、現場の方々の感覚ともうちょっと合ったような管理ができないかなという話は、来年もまたワークショップをやるので、そういう中で引き続き考えていきたいと思いますけれども、当面は今の形で2年遅れの資源評価に基づいて、幾らまで獲っていいんですよという、小型、大型に分けて、そういう管理をしていかざるを得ませんので、それで当然、現場の感覚とのずれなんかのことで、いつもは半年かけて獲っていたのが1カ月で獲っちゃったと。今年なんかは第4管理期間が始まって、ある県なんかはもう1週間で全部枠を獲っちゃったみたいなこともありまして、明らかにもう現場で非常に魚が多く出ているというはあるんですけれども、そういうことに関しては、別途、先ほどどなたか忘れましたが、守らせるための政策をちゃんと説明してほしいというふうに言われましたけれども、積立ぶらすとかで従来よりも踏み込んだ形で皆さんの減収分を補填するような形をつくっていますし、それも皆さんのいろんな要望を踏まえて制度も何回か改正してきています。新しいメニューを加えたり、対象を広げたりとかやっています。それは引き続き皆さんの意見を踏まえて、できることはないか考えていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○（参加者） その2年間で我々は終わってしまうんですよ。何で2年間もかかるんですか。それは怠慢でしょう。やる気があれば、それはできるじゃないですか。

この時代、情報化時代ですよ、すぐに数字は出てくるとは思いますけれどもね。そんな悠長な、2年間もしていたら終わってしまいます、はっきり言うて。

あなた方にとったら、2年間は無理だと言いますよ。では我々は、その2年間どうやって暮らしたらいいんですか。

○中塚くろまぐろ資源グループ長 すみません、資源評価の実態の部分なんですけれども、混乱してしまうので、あまり大きな声では言っていないんですけれども、実際には今の資

源評価で出ています2016年の資源量と言っているのは、水産庁の沿岸のほうの管理期間と同じだったんですけれども、資源評価というのは、加入が始まる7月に始まって6月で終わる1年で回してします。そうすると、2016年の資源量と言っているものは、実際には2017年4月1日推定値です。ですので、現在からいけば1年遅れになります。

それが我々の限界なんですけれども、何でそうなるかを説明いたしますと、この資源評価は先ほどお話ししましたように、2018年3月に実施しております。2018年3月にいつまでのデータを使っているかというのと、2017年6月いっぱいまでのデータを使っています。

おっしゃるとおりで、特に漁獲データなどはすぐに集まってくるものも多いんですけれども、特に大きな、重要な指標になっております沿岸のひき縄のデータ、それから一番大きいのはえ縄船の漁績のデータ、これがリアルタイムで入れば、もうちょっと早くできるかもしれません。

ただ、どうしても今のシステムですと、漁績のデータが集まってくる、要は2017年6月までの漁績のデータを集めて解析して資源評価をできるのは、どうしても2017年6月まで、それから半年、17年の年度末ぐらいまでかけてデータを取りまとめて、2018年の早々に資源評価をやるというスケジュールですので、資源評価自体にはどうしてもそれぐらいいかかってしまいますので、どんなに急いでも半年ぐらい早められるのが限界かなと。

そうすると、全てのデータがリアルタイムに集まるとして、今は3月にやっていますけれども、3月には実際に、ですので2017年4月1日時点のものを2018年3月に推定したわけですね。そうすると、これがもう3カ月ぐらいデータがリアルタイムで集まるようになると早くできるかもしれないということで、2年というよりも1年弱かかっているというのが実態です。

○（参加者） お言葉ですけれども、組合長としていいですけども、全国皆そうやと思うんですけども、漁師は今、無線等々がございまして、かなりリアルタイムで入っているかと思えますよ。逆に、ストップをかけるときの反応は早いやないですか。どういう意味ですか、それは。そういう問題もあって、我々的には全国からかなり確実な数字、正確な数字が一度に集まっていると思うんですよ。

先ほど近かつさんのほうからも言っていましたけれども、近かつさんのほうも徹底した数字が上がっていると思います。うちのところの船主も毎日毎日報告を上げるようなことを言うていましたし。

それと、どうしてその停止が、水産庁が把握せんと近かつから出てくるんですか。とい

うことは、水産庁がちゃんと把握していないということじゃないですか。水産庁のもともとの趣旨はどういうことなんですか。水産者に対して、どういうことを提供していくのが水産庁なんですか。これは行政の根本をちょっと考えなきゃいかぬような話になってくるとちゃうんですか、これ。我々はそれに一喜一憂しながら生きています。その中で2年間も、そのデータがちゃんと集積できないということ自体おかしいと思いますけれどもね。

それと、ではそれが2年間かかって、数字が出ましたって、もともとそこには科学的な根拠はあるんですか。逆に。全体の数を数えたやつがいるんですか、これ。減ったや、増えたやって。

以上です。

○中塚くろまぐろ資源グループ長　なかなか全部にお答えするのは難しいんですけども、当然数を数えることはできないので、さまざまなデータを取り入れて科学者のほうで推定をしているわけです。それで、国際的にやる中で、データの収集に時間がかかってしまうので、先ほど申しましたように、実際よりも約1年弱おくれた作業になっているということです。

それで、今の漁獲枠につきましては、一つの仮定は、加入が将来的に余りよくなくても大丈夫だと。というのは、今、非常に資源状態が悪いということで、加入が余りよくない状態が続いても、資源がきちんと回復できるレベルに漁獲枠を設定するという形になっています。ですので、特に2016年は、想定していた低い加入よりももっとよかったわけですが、そういう状態が続くと将来の回復はより強くなってくると。

ただ、それが今回、例えば回復確率が高く出たわけですが、ですので、今の措置というのは想定している回復確率よりも、言ってみれば厳しくなっているわけです。ですので、水産庁のほうとして、今年はその増枠を要求するということになるわけですが、科学的に出した数値に対して、それを踏まえてどういう措置をとるかによって、実態の措置が変わってきますので、そこがなかなか、またギャップがあるところだと思います。

○（参加者）　今の後ろのほうからの組合長がおっしゃることもよくわかります。そしてまた、水産庁の先生方が、こうして会議を開いて一生懸命、我々水産界のためにご尽力を尽くされているもの感謝しておるところでございます。

しかし、最初に割り当てトン数を決めたのが、過去3年の実績で決めたというようなことを聞いております。過去3年といいますと、2016年になるのかな、2010年ぐらいから2015、6年ぐらいまで、我々の網にもほとんど量がなかったんですね。近海で定置をやっ

ておられる方、近海で操業しておられる方、その方々に聞いても話は同じなんですね。

そうしますと、我々協議会は、本当に割り当てトン数は、言えば皆さんから笑われるぐらい少ない割り当てトン数でございます。ですから、今度の割り当てトン数を決めるときは、網にかかれば、もうマグロはそこで死んでいるわけです。定置も逃がしたとかいうけれども、逃がした、定置に1回入った魚はほとんど死んでいくということも聞いています。

ですから、やっぱりこういうとったもの、かかったものは投げなきゃならない。そして、定置にしても同じく死んでしまうと。そういうのをやっぱり、次に割り当てトン数を決めるときには、そういう魚種も考えて割り当てトン数をぜひ決めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○岩本資源管理推進室長（司会） ご意見ありがとうございます。

先ほどから申し上げますように、第5管理期間に向けては、今後配分方法について議論を進めていくわけでございますけれども、今、定置の話が出ましたけれども、水産庁といたしましても、放流する際になるべくストレスをかけないような形の放流方法についても今後とも技術開発していきたいというふうに考えておりますので、申し添えておきたいと思います。

○（参加者） 先ほどから、沿岸の方からまき網の話がよく出てまいりました。まき網の割り当てにつきましては、02、04、平成でいいますと、平成14年から16年の実績で割り当てをいただきました。2011年からは、沿岸のまだ資源管理のない中で、まき網が資源管理をしてまいりました。私どもはその結果、今この現状のようにマグロが増えてきたというふうに考えております。

それで、マグロの産卵期とか大型のことを言われますけれども、それにつきましては、まず意見の中ですっぱり抜けていることがありまして、これは管理のトン数がきちっと決まっているという話なんです。それを無限大における分を全部獲るわけじゃないんです。そう考えてもらえば、例えば1トンとるんだったら、100kgだったら10匹しかとれません。それでやめるんです。そういう漁法です。ですので、1回で何トンとろうが、一匹一匹とろうが100匹とろうが、トン数が決まっておりますので、それ以上は獲りません。これは今までずっと、きちんと数字は守ってきております。そのことをわかってもらえれば、そういう意見は出ないはずなんですよ。きちんとトン数を守っているんです。

まき網は1回でよく獲れます。弊社は今年は2回網をやって終わりました。2回とって終わりました。そういう管理をしているんです。あと、操業を終えて、ほかの魚種を獲る

ときに、マグロがいるんです。だけれども、獲れません。そういう管理をしているんです。

まき網が全て悪い、割り当てが多いと言われますけれども、そういうところできちんと数字を守ってやっているんです。私どもも漁業者なんです。皆さんも漁業者、私どもも漁業者なんです。それをまき網を、ではやめてしまえと言われるんですか。そのところを強く言いたいと思います。

それから、1つ現場の方に聞きたいのは、ここ数年、前までは死活問題だという話は聞かれませんでした。ここに来て割り当てが数百キロしかないとか、それをまき網に転嫁されて、まき網のせいになされては困るんです。沿岸は沿岸の割り当てがあるんです。そのことをまき網に言われても困るんです。それは沿岸のほうできちんと割り当ての仕方は決めてください。そういうことを言いたいです。

それからもう一つです。

沿岸のほうは、積ぷらにつきましても、私ども大中まき網よりは手厚い保護というか政策がされております。そういうことを皆さんはご存じでしょうか。まき網のことばかり言われても困るんです。そういうこともきちんと勉強した上で発言してもらいたいと思います。

○（参加者） 先ほどまき網の関係者の方からのお話もありましたけれども、まき網は3,000トンありますよね。沿岸の漁業者は全国で1,100トンですか。何で今ここに皆さんが集まってですよ、まき網ばかりを非難するわけじゃない、その割り当てに関して、沿岸の浜の人間は実際生活ができますかという問題なんです。

今まで何も言わない、死活問題もなかった、困窮することもなかったと、そのようなお話もされますけれども、今現在、実際起きていることは、浜の人間が、沿岸の漁業者が、なぜこれだけ集まって抗議行動をする、活動する、水産庁に意見も言う。なぜならば、生活ができない状況にあるからですよ。全国の漁業者が大型魚1,100トンでどうして生活されるんだと。

私は最初に言いましたけれども、私は対馬ですよ、長崎県の。今まで私たちは水揚げの90%、このヨウコウはマグロの未成魚で生活してまいりました。第4管理期間は250kgですよ、1隻当たり。第3管理期間が340kgですよ、1年間に。そういった中で、どうして我々は生活できるのかという問題ですよ。

にもかかわらず、第3管理期間の間にはですよ、国に16トンしか枠がない。対馬は130

トンありましたよ。1月23日に操業自粛規制がかかりました、私たちには。5月いっぱいまで1匹も揚げておりません。130トン、まだ残っております、水産庁のほうには。そういった状況もあるんです。

そういった中で、今回の第4管理期間の配分にしても、まき網は3,000トンを超してある。浜の人間、沿岸漁業者は1,100トンちょっと、先ほどから沿岸の漁業者が言われるように、3日で操業が終わる、10日で終わる、これが1年間の資源管理ですかと、そのようなことを浜の人間は言っているんです。

以上です。

○中管理課長 ちょっと事実関係ですけれども、今回大型クロマグロについて配分をしましたが、これは過去3年間の実績というものをとったものです。しかも、その実績をとるときに、都道府県ごとに別々にとっています。その都道府県ごとに過去3年間で最大獲れた年の数字というのを全部ピックアップして、それを全ての沿岸の都道府県分、全部並べて足し上げた数字というのが、今回配分した数量でございます。だから、逆に言うと、過去3年間これだけ獲れた年というのはなかったということです。

確かに、たくさんの承認漁業者というのは都道府県ごとにおいて、特に長崎が多いわけですが、それをその頭数、正直申しまして全然獲れていない人も入っています。数キロしかとれていない人というもの入っています。ただ、そういう中で、5トン獲ったという方もいらっしゃいますので、そういう方というのは当然依存していたというところはあるんですけれども、それを頭割りで割ってしまうと、そういうふうに5トンとか獲れていた人というのが150kgとか250kgという数字しか獲れなくなってしまうというふうな運用の仕方を行ったとしたら、基本的には過去の実績というのは全部カバーできるような形で、各都道府県には割り当てさせていただいています。

その中で、では都道府県の中でどうやってそれを配分していくかというのは、それはいろいろ知恵を出し合いながらやっていかなきゃならないところだとは思っていますけれども、ではその話と、各沿岸に割り当てている部分と、それ以外の部分の漁業者に割り当てている部分についてというところについては、いろいろあると思います。その話はむしろ、今後、先ほど来申し上げているように、第5管理期間に向けた話し合いの中で、きちんと客観的な基準みたいなものを見ながら話し合っていければというふうに思っています。

先ほどまき網の方から、きちんと数字を守っている、実際のとり方というのもご説明いただきまして、我々は言葉で聞いてもわかりにくい部分があるので、できれば、ではどう

いうふうに具体的にしているのかというのを沿岸の皆さんにも理解していただけるようなことというの、理想的にはあればいいかなというふうには思っていますけれども、今度の話し合いの場も、そういう理解をし合えるような場としてつくっていただければなというふうに思っています。

事実に基づいて、どういうふうにお互いがどれだけ苦労しているのかとか、どれだけ大変な思いをしているのかというところの部分も含めて、今度のくろまぐろ部会での議論の場で、そういう意見交換みたいなものができればなというふうには思っています。

○（参加者） 1点、太田さんの意見を伺いたいですけれども。

いつも比較するんですけれども、大西洋で規制が始まったのが2007年としますよね。それから、大西洋のまき網がどれだけ減ったかという、その数字を挙げてみてください。何%まで落としたかという。

○太田資源管理部審議官 いきなり言われて数字が出てくるほど私も記憶力はよくないんですけれども、1回調べたことがあるんですけれども、EUにも聞いたことがあるんですが、なかなか明確な答えが返ってこなくて、漁業種類別の中で割り当てがたしか一番減っていたのはまき網だと思いますけれども、沿岸が減っていないかというのと、そうではないです。沿岸のはえ縄とか、あとはベイトボートもたしかすごく減った、ハンドラインも、手釣りですね、減っていたと思います。

それで、今詳しい数字を持っていないのと、余りはっきりした数字は……

○（参加者） いや、多分僕の記憶だと、28%まで落としたはずなんですよね。

それと、その他の漁業は大体52%ぐらいまで落としたと記憶しているんですけれども。

○太田資源管理部審議官 それは別に大西洋のマグロの委員会で決めたことじゃなくて、大西洋のマグロ類保存委員会というのは国別の割当を決めていますので、まき網が減ったというのはEUの中の問題です。EUがどういうふうに行ったかというのは、そこは聞いていますけれども、私は明確な答えはもらっていません。

○（参加者） ただ、大幅にその地区で、地区というか海域で減らしたという事実はありましたね。

○太田資源管理部審議官 それは、そもそも全体の漁獲量が一時3万トンを超えていたのが、一番少ないときは1万2,900トンまで減っていますから、当然皆さん大きく減らさなきゃいけない中で、全体的にはまき網がたしか一番減ったと思いますけれども、それは別に国際委員会が決めたことじゃないです。

○（参加者） わかりました。

当然、EUの中でも反対はあったと思うんですけども、それはやはり資源管理の仕方に問題があると思うんですね。

実は、そのときも日本の水産庁が相当主導的な立場にいたという話もちよっと聞いたことがあるんですけども、事実かどうかというのはわかりませんが、それだけの、それこそ世界に誇れる資源管理をしたと僕は記憶していたんですけども、やっぱり自国のことになると、どうも事情が変わってくると。

先ほどまき網の方が真摯にお答えくださいました。本当に感謝申し上げますけれども、まき網の方がこの場で発言したというのは、多分2回目だと思うんですけども、実は沿岸もまき網だけを悪いと言っているわけじゃないんですよ。例えば1匹の魚の価値、これを比べた場合に、まき網ものほかの沿岸の魚の市場価値ですね。それを比べた場合、どれくらいの差があるか、水産庁として調べたことはありますか。

○太田資源管理部審議官 まず大西洋の話ですけども、私は2007年から大西洋の交渉をやっています、そこにいる宮原理事長はもっと前からやっているわけですけども、当時、非常に大西洋クロマグロの資源状況が悪くて、それこそワシントン条約に行くという話もありましたので、日本側からEUに対して、もうちょっと漁獲量を減らすべきじゃないかという話はしましたけれども、まき網を減らすべきではないかとかいう話は一切しておりません。そこは誤解なきようお願いいたします。

それと、日本海の産卵期の漁獲に関して、いろんな議論が錯綜していて整理が必要だと思うんですけども、1つ言われたのは、今言われたような、まき網で大量にとると安いじゃないかと、一本釣りですると1匹、それこそ数年前に1億5,000万になったことがありましたけれども、そのようなこともあるわけですね。ただ、そこは誰の立場に立つかによって変わってくると思うんです。

これは私もある方から聞いてなるほどと思ったのは、日本海で境港に上がるクロマグロというのは、一般庶民の方が天然のクロマグロが食べられる、すごく数少ない機会なんだと。それを楽しみにしている人もいるんだと。みんなが大間のクロマグロを食べられるわけじゃないんですよということを、私はある人から言われたことがありまして、消費者の立場からすれば、安いクロマグロが、大間のクロマグロに比べれば質はよくないかもしれないですよ、でも、そこそこの質のクロマグロが一定の時期に1冊1,000円ぐらいでスーパーで買えるんだったら、それは消費者にとって、やっぱりありがたいことであるんです

よということを言われたので、それはやっぱり誰からものを見るかによって変わってくると思うんですね。そこはやっぱりご理解いただきたいと思うんですよ。

漁業者からすれば、まさにおっしゃったことだと思うんです、売る側からすれば。ただ、買う側からすれば必ずしもそうじゃないということは、ご理解いただきたいと思います。

○（参加者） それが絶滅危惧種だということを、消費者に伝えるのも水産行政の役目なんです。絶滅危惧種を1冊1,000円で食べたい消費者というのが本当にいるかどうかというのは、ちょっと理解できないんですけれども。

○太田資源管理部審議官 その絶滅危惧種が、多分IUCNのことを言われていると思うんですけれども、我々の立場としては資源評価が全てであって、最新の資源評価でいえば2010年以降は資源は増えていますし、親魚資源量が2万1,000トンまで回復しており、尾数からいえば、それこそ数百万、数千万尾いる魚が絶滅危惧種なのかというのは、私個人的には非常に疑問です。

○（参加者） だったら、絶滅危惧種と言わなくてもいいので、初期資源量の3.3%、100匹いたやつが3.3匹しかいない状態のマグロであるということを消費者に伝えるのも、やっぱり水産行政の大事な役割だとは思うんですよ。

○太田資源管理部審議官 別に絶滅危惧種ということを宣伝しているつもりはございませんけれども、3.3%ということは折に触れて言っています。

○（参加者） それをもっと消費者にわかる形で言っていただきたいと思うんですよ。

消費者が安いマグロを食べられる唯一の機会なんだと言ったときにも、やっぱりそういう意見をちゃんと伝えていただかないと、現場にいなくなってしまったものの議論ですから、これは。今ようやく見え始めていますけれども、見えなくなったから、みんな危機感を持ってここに集まっているという実態を伝えていただくのも、やっぱり水産行政の役割なんじゃないかなと思うんですよ。

○太田資源管理部審議官 今回の北委員会への提案提出に当たりまして、8月3日だったと思いますけれども、プレスの説明会をやりましたけれども、そのときにご説明したのは、この提案を出して真っ先に考えられる反応というのは、増えたとは言いながらも初期資源の3.3%しかありませんので、そんな状況の資源について増枠するののかという国際的な批判は必ず出るだろうということは説明してあります。

○（参加者） 国際的な批判はもちろんそうなんですけれども、それを増枠しようという思惑が、ちょっといまいちわからないというところなんですけれども、延々と続きそうな

ので、それでいいです。

○岩本資源管理推進室長（司会） 大変申しわけございませんが、ご発言されたい方もまだまだたくさんいらっしゃるかと思うんですが、開場の時間の都合もございませう。

最後に発言されたことのない方で、最後にここで発言されたいという方がいらっしゃたら挙手願います。

よろしいでしょうか。いらっしゃいませんか。

それでは、本日は大変長い間の会議でございましたけれども、皆さんどうもお疲れさまでした。

本日の意見交換会につきましては、ここまでとさせていただきたいと思ひます。

閉会に当たりまして、山口水産庁次長から一言申し上げたいと思ひます。

○山口水産庁次長 水産庁次長の山口でございます。

本日の会議では、長時間にわたり熱心な議論ありがとうございました。今日の議論は、非常に我々としても有意義だったというふうに思っております。

まず沿岸漁業者の中にもいろんなご意見があるということがよくわかりました。クロマグロはたくさんいるからもっと獲らせてくれという方と、クロマグロは絶滅危惧種だからこれ以上獲っていいのかという議論と、両方あるということがよくわかりました。

また、まき網については、まき網側のご意見もございまして、資源管理に昔から取り組んでいるんだというご意見もございましたし、漁獲も1年間で2回しか漁獲ができなかったんだというお話も伺いました。

こちらからも、中塚さんを初め、資源評価のあり方についても大分説明させていただきまして、いろいろと今まで言われていた俗説的なことも解消できたんじゃないかというふうに思っております。

我々としましては、絶滅危惧種だから増やさなくていいというご意見じゃないかと思ひますけれども、そういったことではなくて、やはり大多数の皆様方から見れば、生活がかかっているからもっと獲らせてくれというご意見のほうが多いかと思ひます。ですので、我々のWCPFCに対する提案、15%増で漁獲枠を提案していくと、こういう方針で我々としては臨んでいきたいというふうに思ひます。

また、今までの配分の問題もいろいろご意見がございました。いろいろな我々の手落ちもあったかと思ひますが、第5管理期間、次の管理期間に向けての検討につきましては、くろまぐろ部会というものを設置いたしまして、漁業者の皆様のご意見をいろいろ受けと

めながら検討していきたいというふうに思います。

その場でもございましたように、今の配分ルールというのは、漁獲実績がベースになっております。漁獲実績での配分ですと、今の数字がそれほど大きく変わるかどうかというのはわからないんですけども、漁獲実績以外に考慮すべき事項があるのかどうかと、これについても検討させていただきたいというふうに思っております。

生活がかかっているというお話がございました。生活が成り立たなくなるというお話がございました。各漁業者が、このクロマグロにどれだけ依存をされているか、また、これは沿岸漁業者だけではなくて、近かつの会長さんからもご意見がございましたし、かじきまぐろのほうのご意見もございました。また、まき網の会社の方々も、会社経営をしているということの中での漁獲量の問題はあるかと思えます。こういったことも含めて、今後の部会において検討させていただきたいと思えます。

そういったことで、クロマグロの問題は、これからも引き続き我々は真摯に検討させていただきたいと思えますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

今日はどうもありがとうございました。

○岩本資源管理推進室長（司会） それでは、本日はこれにて閉会いたします。

どうも皆様ありがとうございました。

午後4時02分 閉会